

大台町国土強靱化地域計画



2021 年(令和 3 年) 3 月

三重県大台町

〈目 次〉

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ	1
1-1 計画の策定趣旨	1
1-2 大台町を強靱化する意義	1
1-3 計画の位置づけ等	1
(1) 計画の位置づけ	1
(2) 対象とする区域	2
1-4 想定するリスク	2
第2章 大台町の地域特性等	3
2-1 大台町の地域特性	3
(1) 位置	3
(2) 気候・降水量	3
(3) 地理的条件	4
(4) 人口動向	6
(5) 産業特性	6
(6) 都市の状況	7
2-2 大台町に影響を及ぼす大規模自然災害	9
(1) 過去の主な災害	9
(2) 南海トラフ地震の被害予測	10
(3) 洪水浸水想定	14
(4) 土砂災害	17
第3章 大台町国土強靱化の基本的な考え方	18
3-1 大台町国土強靱化の基本目標	18
3-2 大台町国土強靱化を進める上での留意事項	18
第4章 大台町の脆弱性評価と強靱化の推進方針	19
4-1 脆弱性の評価	19
(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	19
ア 事前に備えるべき目標	19
イ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	20
(2) 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定	21
(3) 脆弱性評価結果	22

4-2 推進すべき施策の方針	23
(1) リスクシナリオごとの施策の方針	23
第5章 計画推進の方策	50
5-1 地域計画の進捗管理	50
(1) 計画の進捗管理	50
(2) 計画の見直し	50
重要業績指標（K P I）一覧表	51
用語説明	54
別紙1 脆弱性評価結果	59

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1-1 計画の策定趣旨

2013年(平成25年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、2014年(平成26年)6月には基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定されました。

大台町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）は、現在進めている防災・減災対策の取組を念頭においた上で、今後の本町の強靱化に関する施策を国土強靱化基本計画や三重県国土強靱化地域計画との調和を図りながら、国、県、近隣自治体、地域、民間事業者などの関係者相互の連携・協力のもと、総合的、計画的に推進するための指針として策定するものです。

1-2 大台町を強靱化する意義

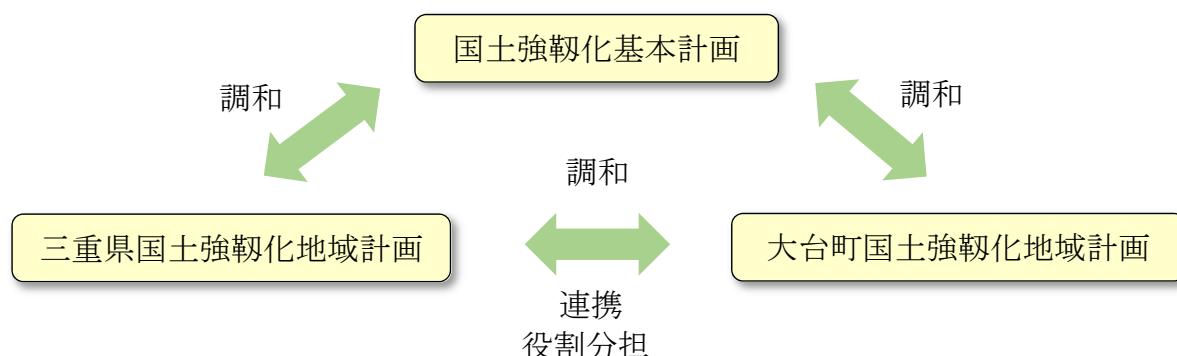
大台町を強靱化する意義は、本町の地域特性や想定される被害を考慮した上で、以下のとおりとします。

大規模自然災害等が発生した場合にも、町民の生命・財産を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、町民生活や地域の産業・経済活動を維持すること

1-3 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町が直面する様々な大規模自然災害等のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ、施策について重点化・優先順位づけを行い、基本計画と三重県国土強靱化地域計画との調和及び連携・役割分担を図ります。



また、本計画は「大台町第2次総合計画（2021年（令和3年）4月）」との整合・調和を図るとともに、国土強靱化の観点から、「大台町地域防災計画（2020年（令和2年）3月）」、「大台町建築物耐震改修促進計画（2021年（令和3年）4月）」など、本町における様々な分野の計画等の指針となる性格を有するものです。

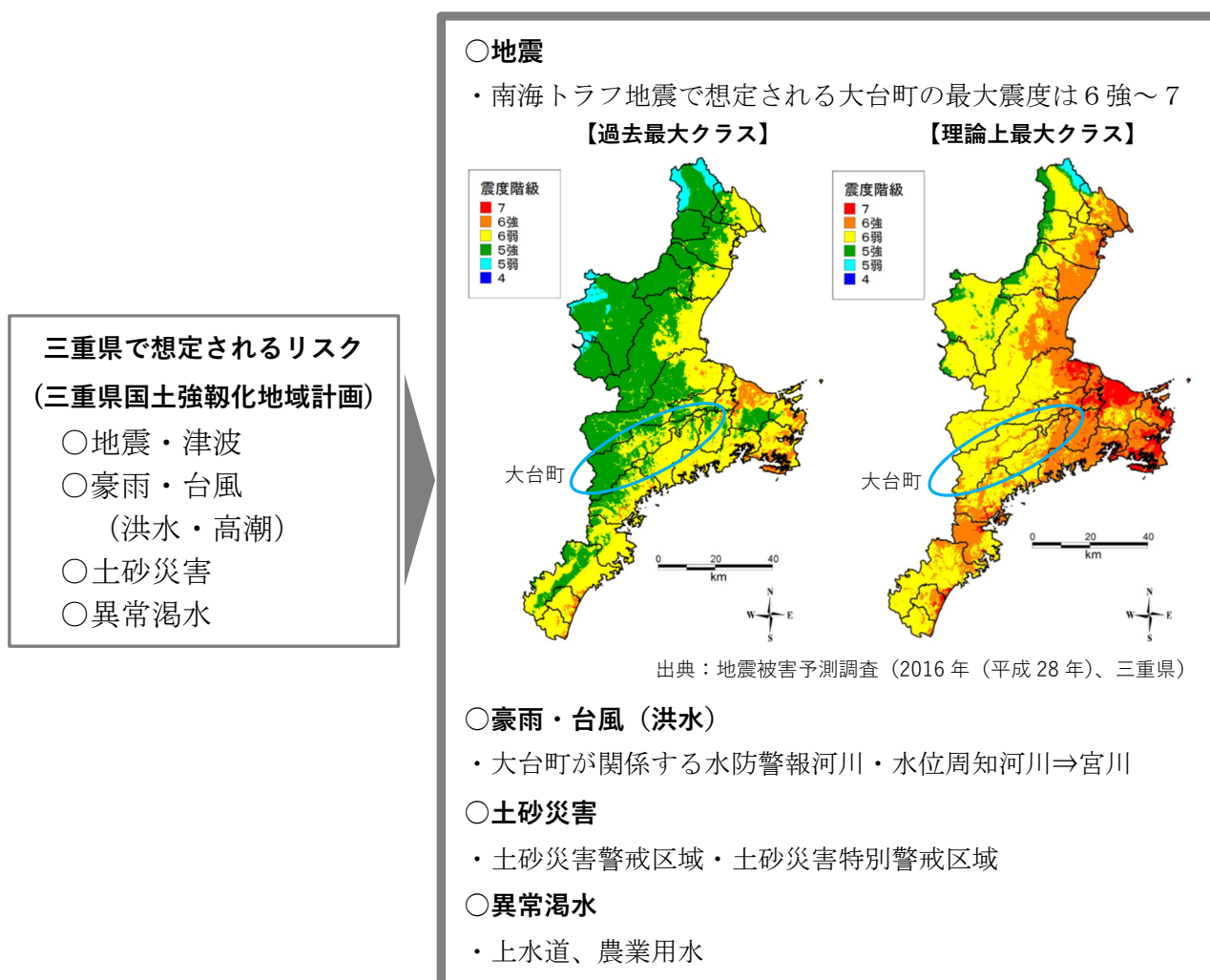
（2）対象とする区域

計画の対象区域は本町域を基本とし、本町が主体となる取組を中心に扱うこととします。ただし、大規模自然災害等による広域的な被災を念頭に置き、地域の強靱化に必要となる国や県、民間事業者等との連携や役割分担を考慮します。

1-4 想定するリスク

本町に被害が生じる地震、豪雨・台風（洪水）、土砂災害、異常湧水等の大規模自然災害を基本とします。

■大台町で想定するリスク



第2章 大台町の地域特性等

2-1 大台町の地域特性

(1) 位置

本町は、三重県の中南勢地域の南西部に位置し、北は松阪市、多気町、東は度会町、南は大紀町、紀北町、西は奈良県川上村、上北山村に隣接しています。

(2) 気候・降水量

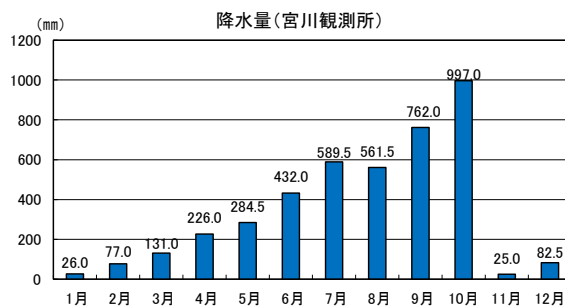
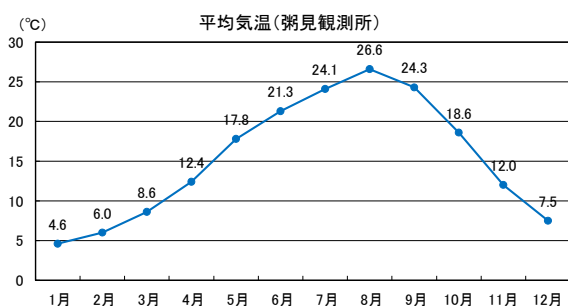
本町の気候は比較的温暖な南海型気候区に属し、年間平均気温は 14℃～16℃、冬季は最低気温が氷点下になることもあり、山間部では寒暖の差が大きく、積雪もあります。

また、全国でも有数の多雨地域であり、年間降水量は、宮川上流域で年間 5,000mm（2011 年（平成 23 年））に達することもあります。

■大台町の広域的位置づけ

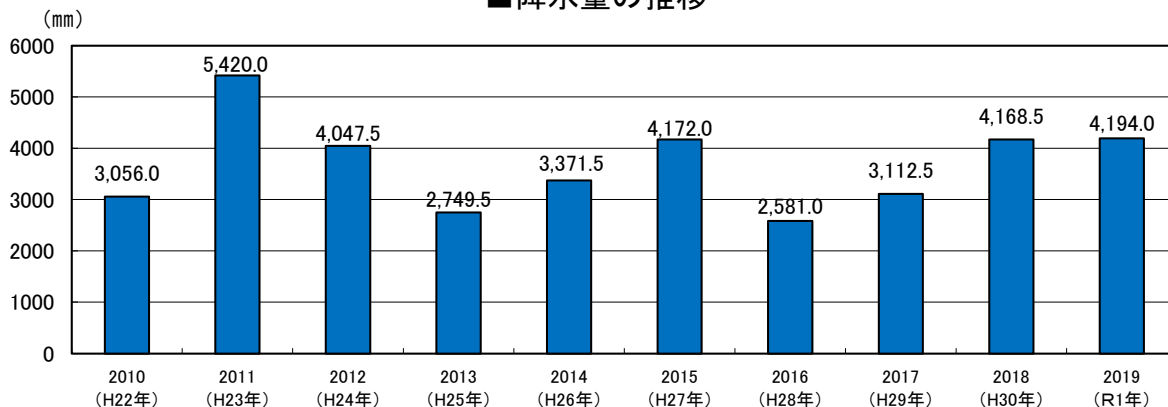


■月別平均気温、降水量（月別）



※資料：平均気温：粥見観測所、降水量：宮川観測所、気象庁 2019 年（令和元年）

■降水量の推移



資料：気象庁（宮川観測所）

(3) 地理的条件

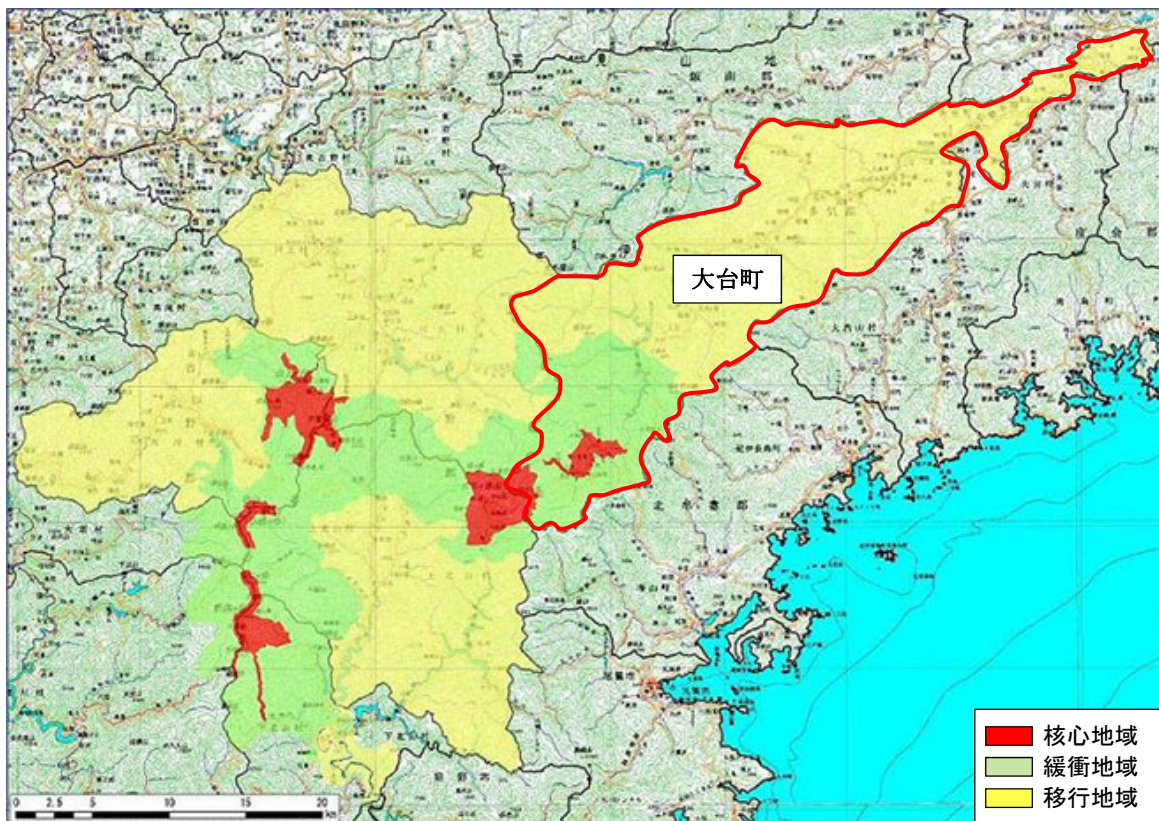
本町は豊かな自然に恵まれ、町域面積は県内の町では最大の 362.86 km²、その内約 93%が森林となっています。

河川は、大台ヶ原を源とする一級河川「宮川」が町の中央を西から東に流れています。宮川の上流域は 1,000m 級の山々が囲む急峻な地形で、兩岸の山峡の合間に集落と耕地が点在する山村となっています。

また、町全域が「大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパーク」に指定されるとともに、町南部は「吉野熊野国立公園」、北部が「奥伊勢宮川峡県立自然公園」に指定されています。

道路は紀勢自動車道、国道 42 号、国道 422 号を軸に県道、町道が配置されています。鉄道は紀勢本線に柘原、川添、三瀬谷、滝原の 4 駅が設置され、北は津市、松阪市、南は尾鷲市に通じています。

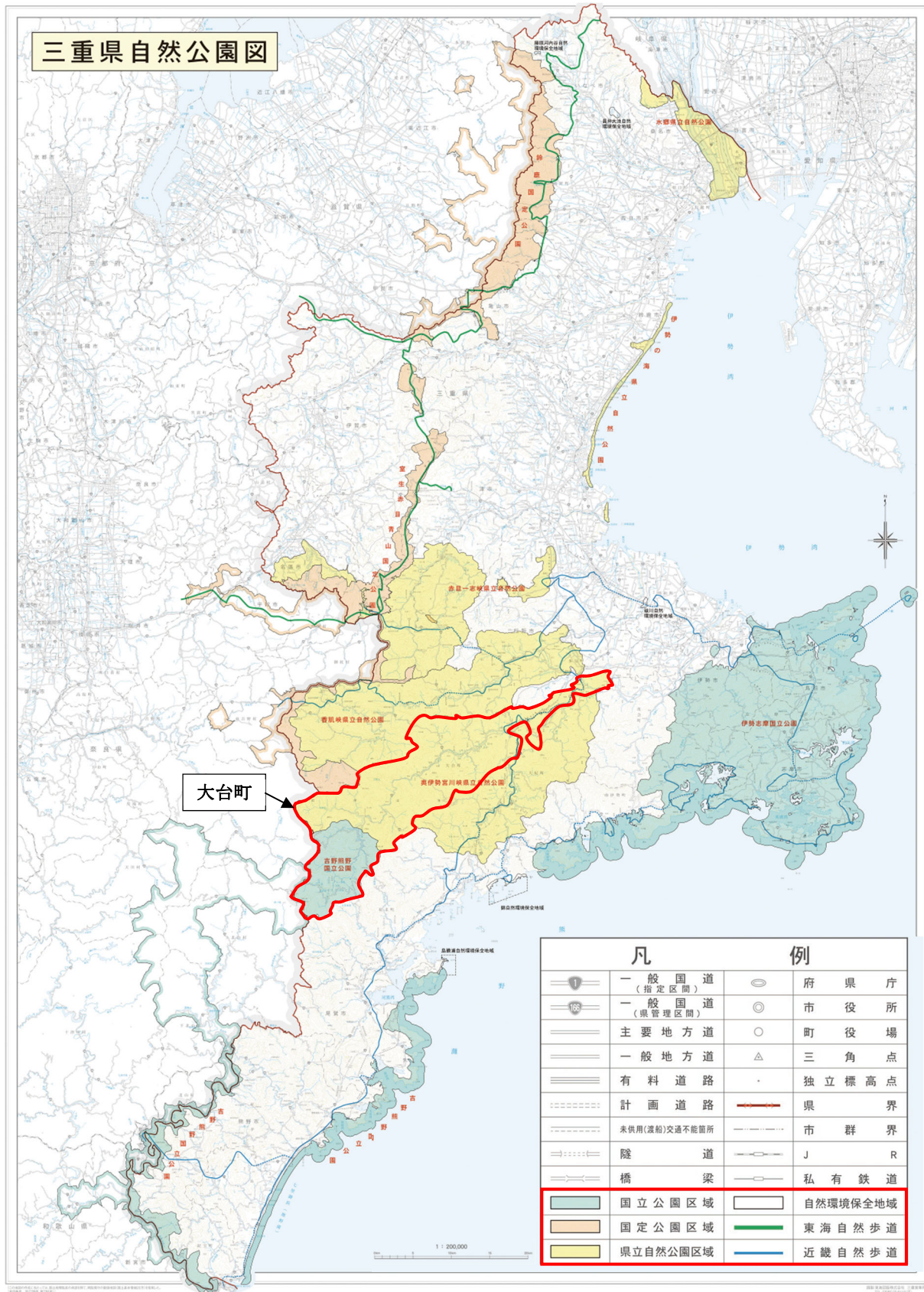
■大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパークの範囲



資料：日本ユネスコエコパークネットワーク

- ・ 核心地域：見事なまでに多様で美しい生態系が保たれている、原生の自然が息づく地域です。
- ・ 緩衝地域：核心地域を取り囲むように設定された地域、自然公園法などの法律によって外部環境の変化が核心地域に及ぶのを防ぐ緩衝の役割を果たします。
- ・ 移行地域：人々が自然の恵みを受けながら、さまざまな社会生活を営む地域です。

■吉野熊野国立公園、奥伊勢宮川峡県立自然公園

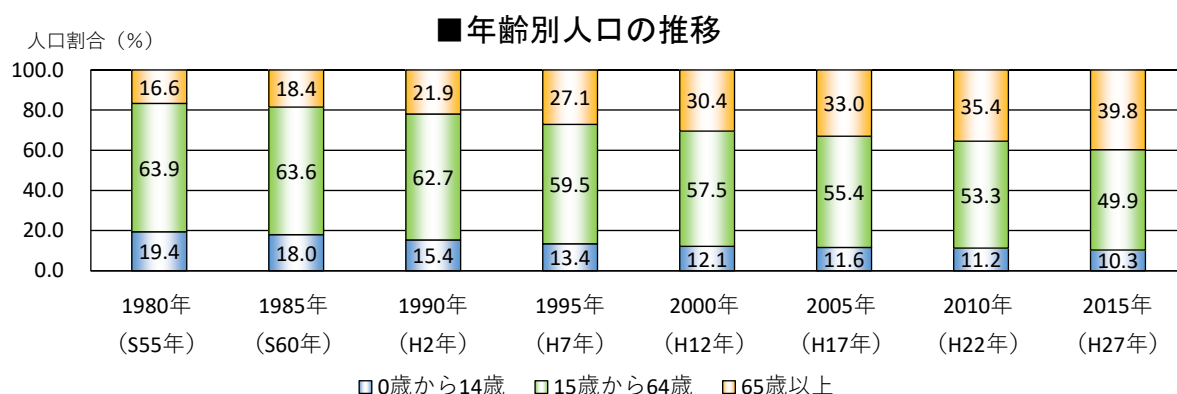
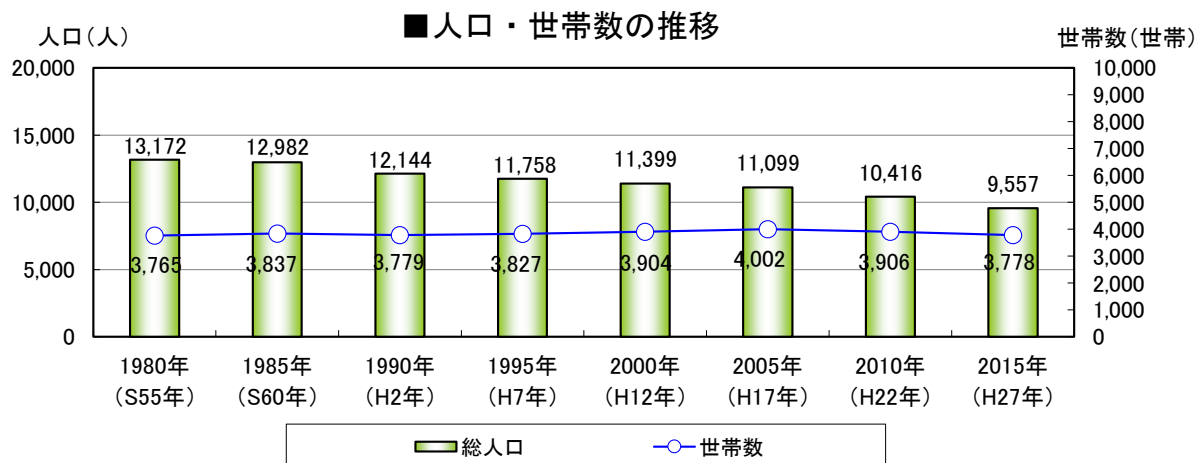


資料：三重県

(4) 人口動向

本町の人口は、1980 年(昭和 55 年)が 13,172 人 (3,765 世帯)、2015 年(平成 27 年)が 9,557 人 (3,778 世帯) で、この 35 年間で 3,615 人の減少となっています。

65 歳以上人口は、1980 年(昭和 55 年)の 16.6%から 2015 年(平成 27 年)には 39.8%に増加しています。※2015 年(平成 27 年)の 65 歳以上人口：全国 (26.7%)、三重県 (27.9%)



(5) 産業特性

本町の産業別就業人口の構成比は、1960 年(昭和 35 年)には第一次産業 49.5%、第二次産業 20.8%、第三次産業 29.6%でしたが、2015 年(平成 27 年)には、第一次産業 7.9%、第二次産業 27.5%、第三次産業 62.1%となり、サービス業を中心とする第三次産業への転換が全体的な傾向となっています。

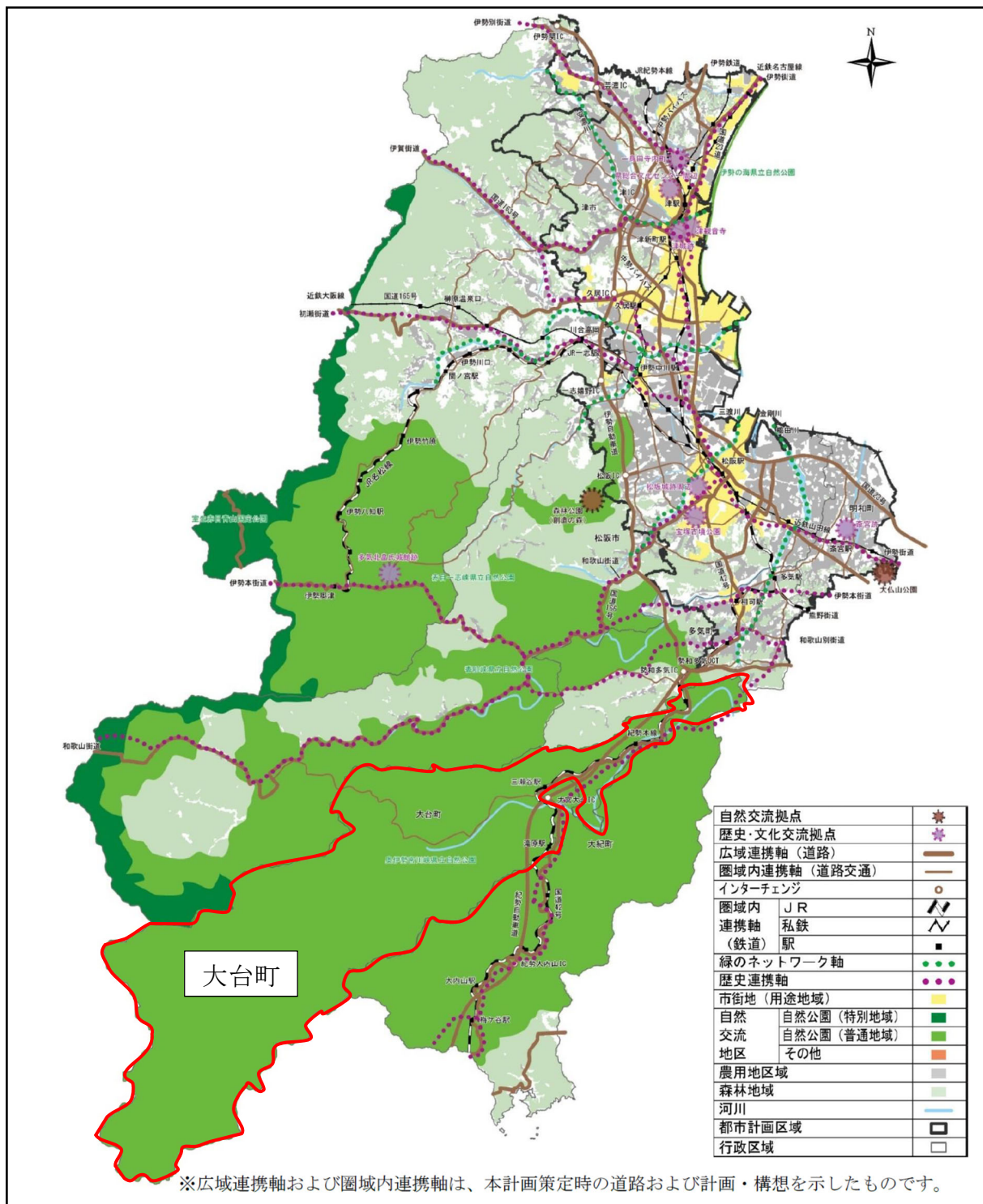
第一次産業は、農業・林業従事者がともに減少する中で、特に農業従事者が急激に減少しています。第二次産業では、昭和末期に増加していた製造業や横ばい傾向にあった建設業は、近年減少しています。第三次産業について、サービス業は 2005 年(平成 17 年)まで増加傾向にありましたが、その後減少し、卸売・小売業は 1995 年(平成 7 年)まで横ばいでしたが、その後微減しています。

(6) 都市の状況

① 将来都市構造

本町は、三重県都市計画区域マスタープランにおいて、自然公園を中心とした「自然交流地区」に位置づけられています。

■ 中南勢圏域の将来都市構造図



② 地域交通

本町における公共交通体系は、町営バス、三重交通㈱の路線バス、南紀特急バス、JR 紀勢線が中心で、ここから外れる交通空白地域には4路線のデマンドタクシーが運行されています。

■町営バス・デマンドタクシー利用者の推移（人）

	2015 年 (平成 27 年)	2016 年 (平成 28 年)	2017 年 (平成 29 年)	2018 年 (平成 30 年)	2019 年 (令和元年)
町営バス廃止代替路線	44,974	49,930	48,176	43,962	39,711
町営バス南岸中心路線	545	686	768	944	1,038
デマンドタクシー	5,082	5,489	5,436	5,693	5,217

資料：大台町総合計画



道の駅奥伊勢おおだいから大杉までを運行する町営バス

③ 交通事故

交通死亡事故が減少傾向にある一方、近年の大台警察署管内の死亡事故においては、約8割が高齢者となっており、高齢者による事故の割合が高くなっています。

■ 町内交通事故発生状況

	2015 年 (平成 27 年)	2016 年 (平成 28 年)	2017 年 (平成 29 年)	2018 年 (平成 30 年)	2019 年 (令和元年)
人身事故（件）	26	43	15	17	15
死亡者数（人）	1	0	0	1	1

資料：大台町総合計画



警察署や交通安全協会などとの連携による交通安全啓発活動

2-2 大台町に影響を及ぼす大規模自然災害

(1) 過去の主な災害

① 風水害

年次	災害要因	町内の主な被災内容
1904 年 (明治 37 年) 7 月 9 日	暴風雨	舟木橋・滝見橋流出
1934 年 (昭和 9 年) 9 月 30 日	大風雨	流木約 2 万数千本（損害約 5 千円）、山林風倒木（損害見積額約 3 万円）、その他県道崩壊・決壊ヶ所多数、農作物被害、電灯線被害
1938 年 (昭和 13 年) 9 月 5 日	暴風雨	山林約 2 町歩崩壊、住宅 1 戸埋没
1959 年 (昭和 34 年) 9 月 26 日	伊勢湾台風	道路決壊、堤防決壊、水田流出・埋没 1 ha、水田冠水 49ha、被災家屋 699 戸
2004 年 (平成 16 年) 9 月 29 日	台風 21 号	豪雨災害、死者 6 名、行方不明者 1 名、重傷者 2 名、家屋全壊 27 戸、大規模半壊 3 戸、半壊 18 戸、床上・床下浸水 97 戸、道路・河川等土木被害 111 箇所、地すべり対策等災害関連 25 箇所、治山事業 120 箇所、林道・農地・水道被害 582 箇所など被害総額約 350 億円
2011 年 (平成 23 年) 9 月 4 日	台風 12 号	豪雨災害、家屋全壊 1 戸、半壊 5 戸、床上・床下浸水 9 戸、道路・河川等土木被害 25 箇所（町道新大杉谷線持山橋崩落含む）、林道被害 24 箇所など

資料：大台町地域防災計画（2020 年（令和 2 年）3 月）

② 地震災害

年次	名称	震度	町内の主な被害
1707 年 (宝永 4 年)10 月 4 日	宝永地震	M8.4	—
1854 年 (安政元年)12 月 23 日、 12 月 24 日	安政の大地震	M8.4 M8.4	—
1819 年 (文政 2 年)7 月 18 日	伊勢・美濃中心の大地震	—	—
1891 年 (明治 24 年)10 月 28 日	濃尾地震	M8.0	老朽家屋の倒壊
1944 年 (昭和 19 年)12 月 7 日	東南海地震	M7.9	若干の半壊家屋
1946 年 (昭和 21 年)12 月 21 日	南海地震	M8.0	—

資料：大台町地域防災計画（2020 年（令和 2 年）3 月）

(2) 南海トラフ地震の被害予測

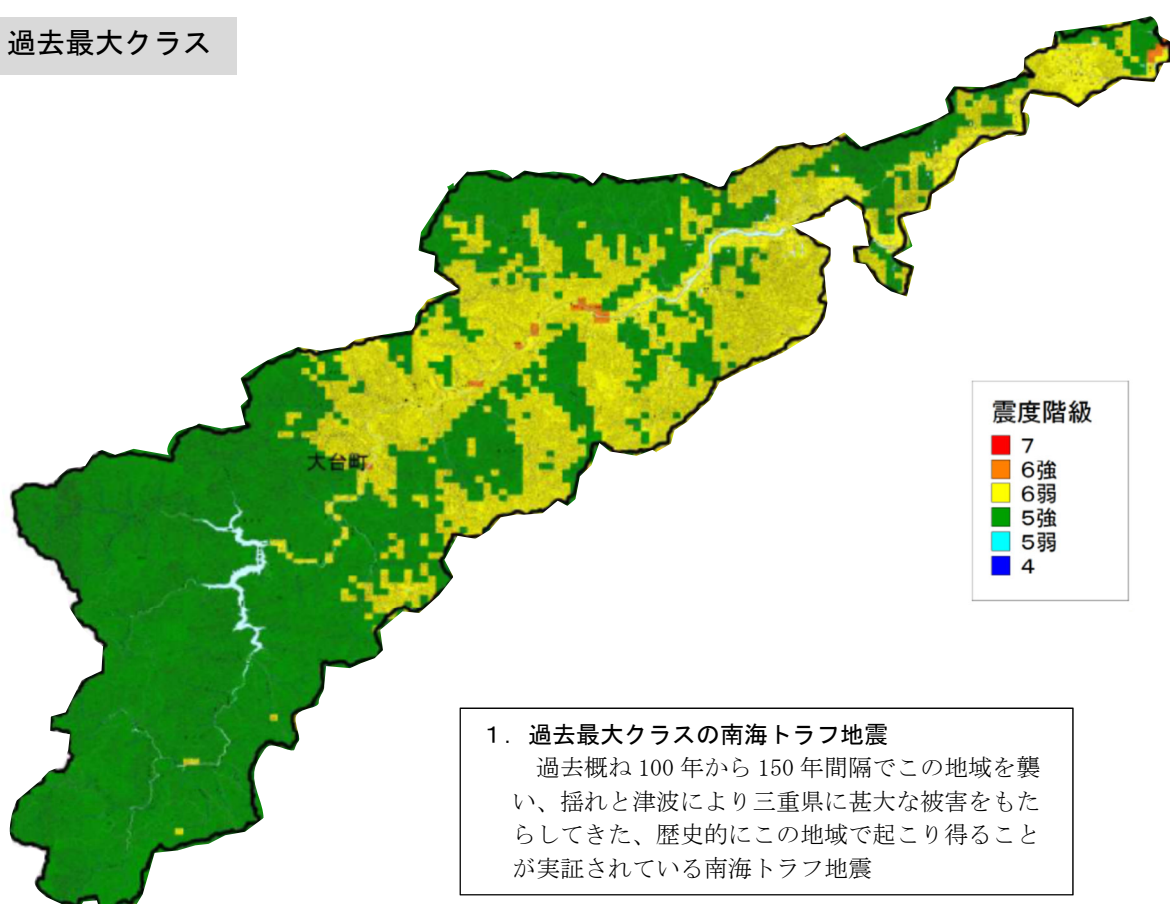
三重県が実施した「震度予測分布図（2013 年度(平成 25 年度)地震被害想定調査）」の「過去最大クラス」及び「理論上最大クラス」の地震による被害予測は下記のとおりです。

① 震度分布

「過去最大クラス」では、町の大部分で震度 5 強～6 弱（一部震度 6 強）が想定されています。

■震度分布

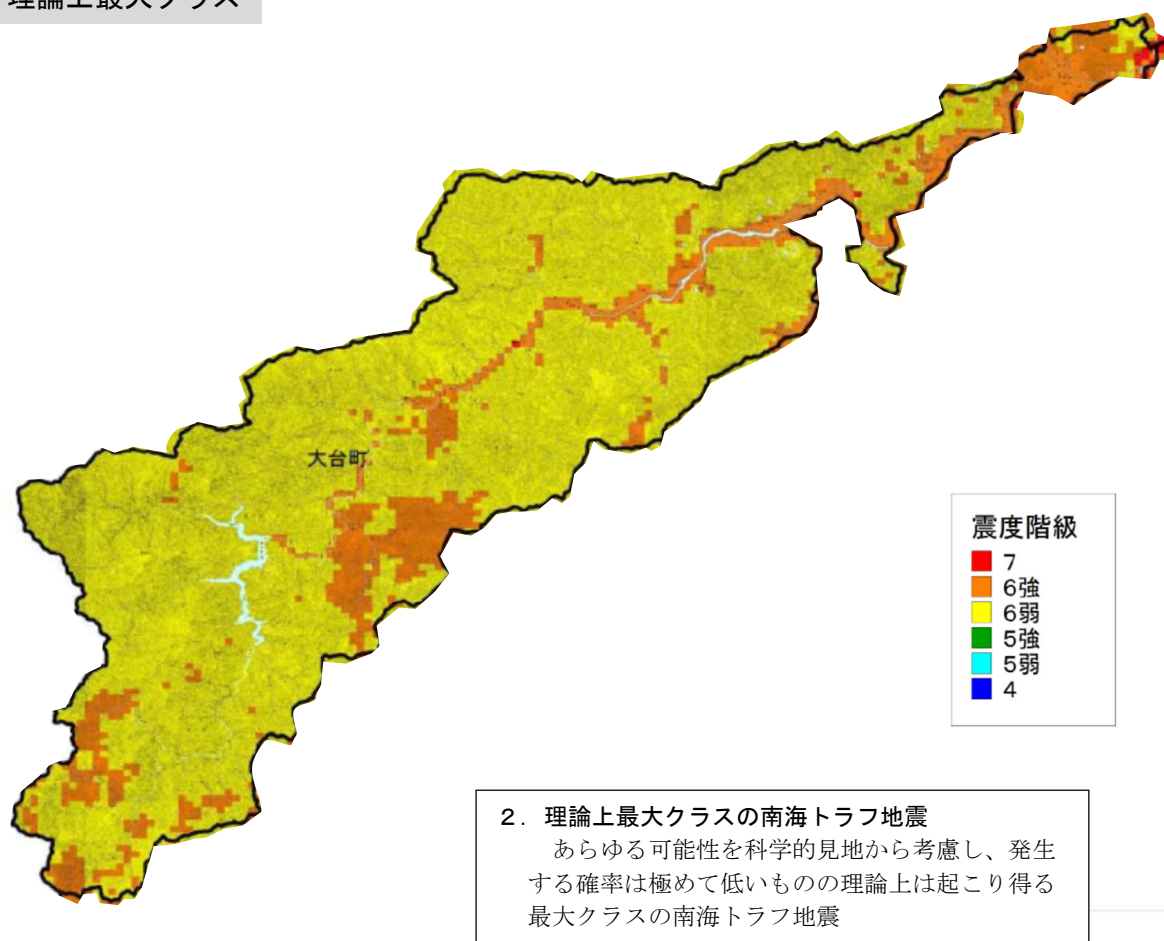
過去最大クラス



資料：震度予測分布図（2013 年度(平成 25 年度)）地震被害想定調査（三重県）

一方、「理論上最大クラス」では、震度6弱～6強（一部震度7）が想定されています。

理論上最大クラス



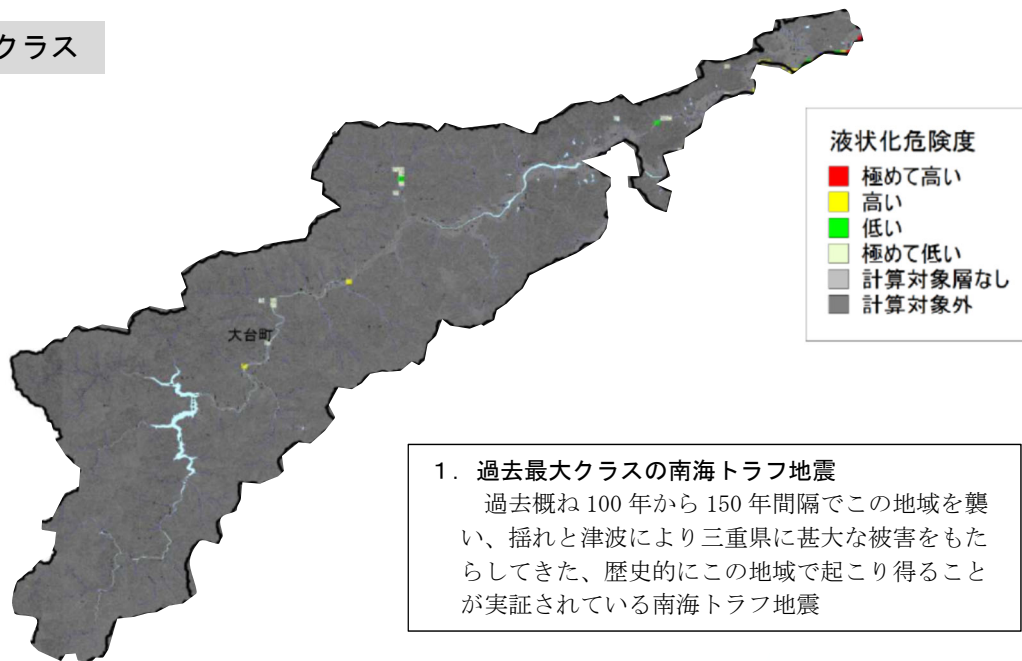
資料：震度予測分布図（2013年度(平成25年度)）地震被害想定調査（三重県）

② 液状化危険度

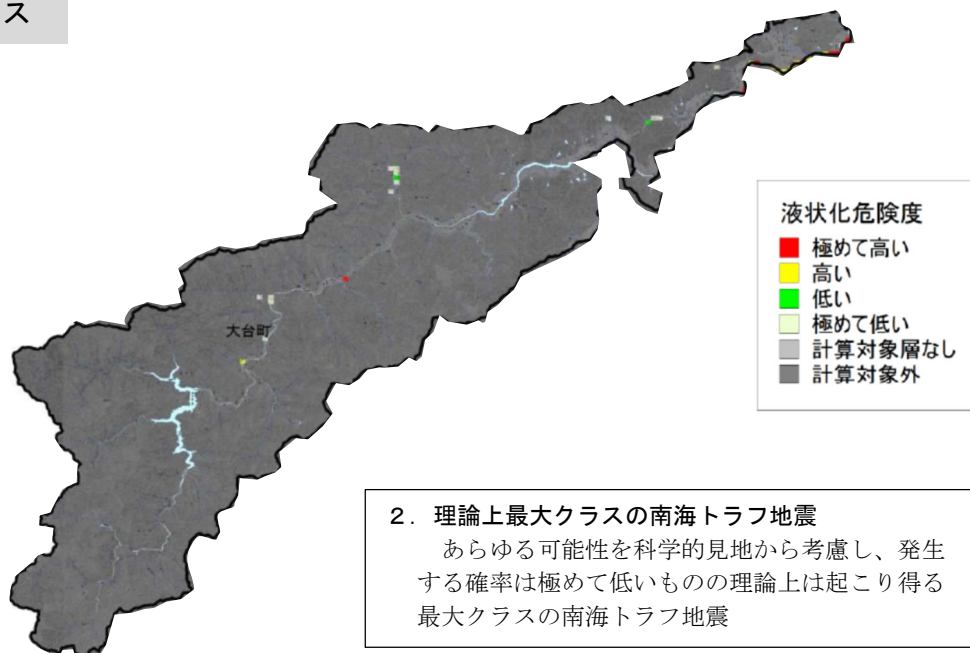
町域全体において、液状化の危険度は町の大部分が「計算対象外」となっていますが、ごく一部に極めて高い、高い、低いなどが存在しています。

■液状化危険度

過去最大クラス



理論上最大クラス



資料：液状化危険度予測分布図（2013 年度(平成 25 年度)）地震被害想定調査（三重県）

③ 建物被害（全壊・焼失棟数）

想定地震の区分	三重県		大台町	
	過去 最大クラス (冬夕方)	理論上 最大クラス (冬夕方)	過去 最大クラス (冬夕方)	理論上 最大クラス (冬夕方)
揺れによる全壊	約 23,000 棟	約 170,000 棟	約 200 棟	約 1,600 棟
液状化による全壊	約 5,900 棟	約 6,200 棟	—	—
津波による全壊	約 38,000 棟	約 37,000 棟	—	—
急傾斜地崩壊等による全壊	約 700 棟	約 1,100 棟	—	—
地震火災による焼失	約 2,100 棟	約 34,000 棟	—	約 10 棟
合 計	約 70,000 棟	約 248,000 棟	約 200 棟	約 1,600 棟

資料：三重県地震被害想定結果（数表等）（2014 年(平成 26 年) 3 月）

④ 人的被害（死者数、早期避難率低の場合）

想定地震の区分	三重県		大台町	
	過去 最大クラス (冬深夜)	理論上 最大クラス (冬深夜)	過去 最大クラス (冬深夜)	理論上 最大クラス (冬深夜)
建物倒壊等による死者	約 1,400 人	約 9,700 人	約 10 人	約 100 人
（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	（約 70 人）	（約 500 人）	—	—
浸水・津波による死者	約 32,000 人	約 42,000 人	—	—
（うち自力脱出困難）	（約 700 人）	（約 5,400 人）	—	—
（うち逃げ遅れ）	（約 31,000 人）	（約 37,000 人）	—	—
急傾斜地崩壊等による死者	約 60 人	約 100 人	—	—
地震火災による死者	—	約 900 人	—	—
死者数合計	約 34,000 人	約 53,000 人	約 10 人	約 100 人

資料：三重県地震被害想定結果（数表等）（2014 年(平成 26 年) 3 月）

⑤ ライフライン被害（発災直後）

項目	三重県	大台町
	過去最大クラス	過去最大クラス
上水道の断水率	96%	99%
下水道の機能支障率	25%	89%
電力の停電率	89%	89%
通信【固定電話】の不通回線率	96%	89%

資料：三重県地震被害想定結果（数表等）（2014 年(平成 26 年) 3 月）

⑥ 帰宅困難者

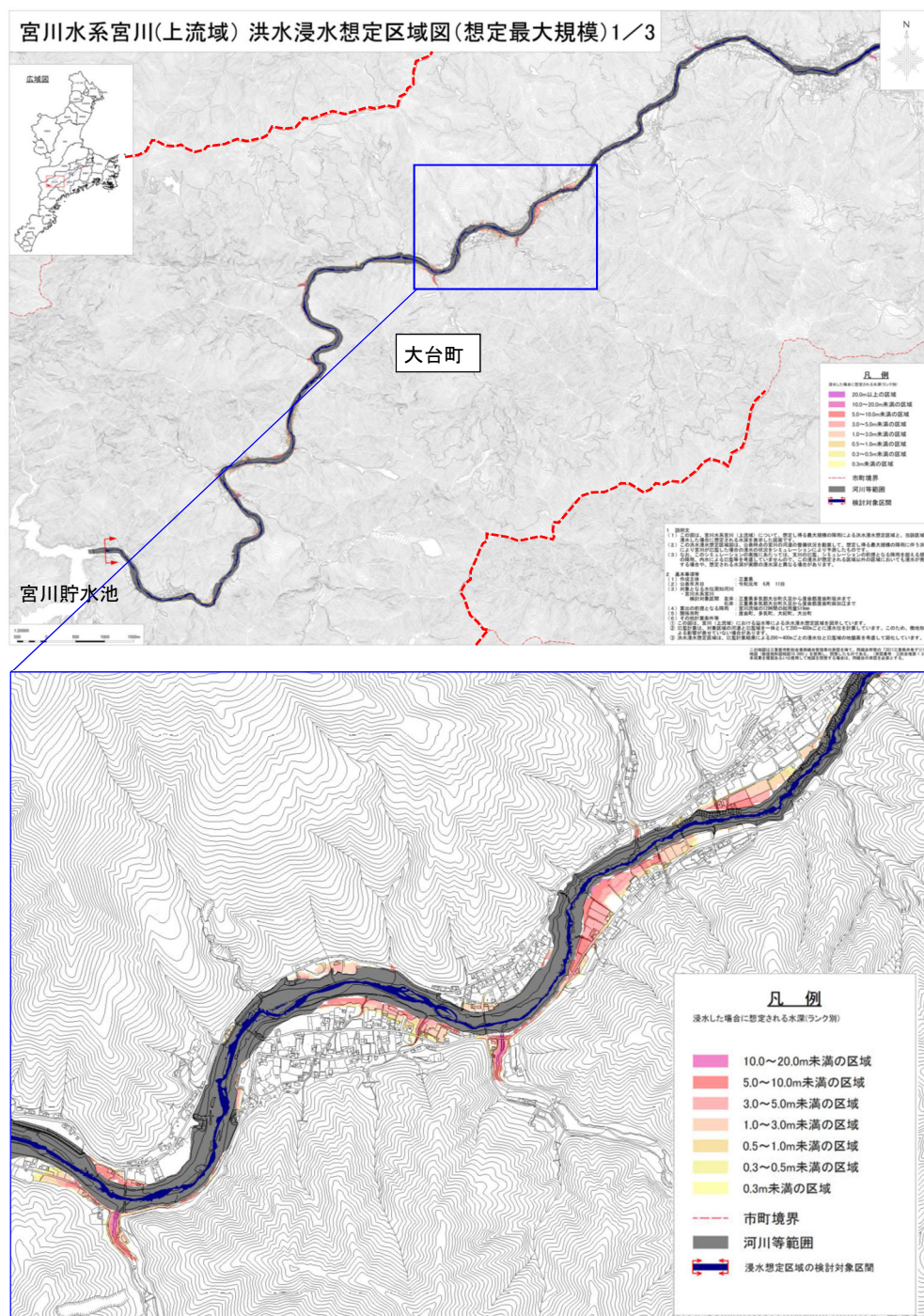
南海トラフ地震において、町内に発生する帰宅困難者数は「約 780 人」と予測されています（「三重県地震被害想定結果（数表等）」（2014 年(平成 26 年) 3 月））。

(3) 洪水浸水想定

① 想定最大規模 (1/3 : 町西部)

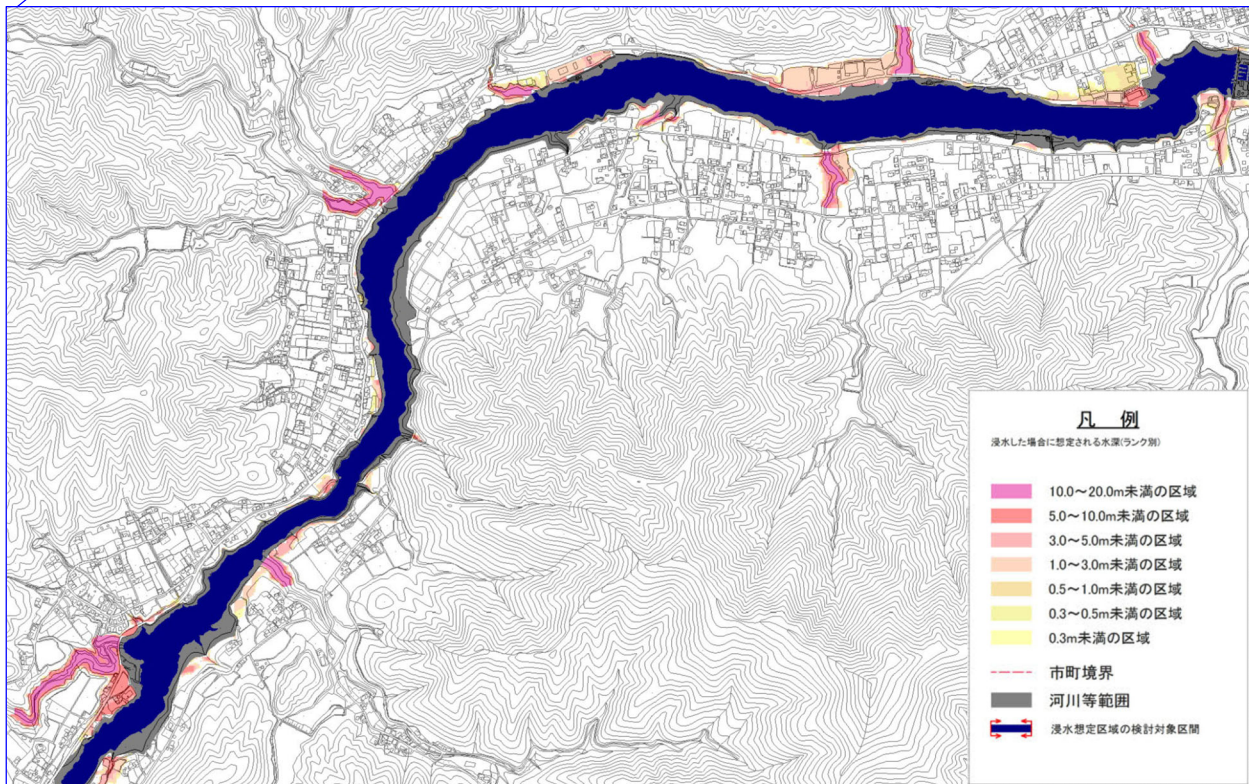
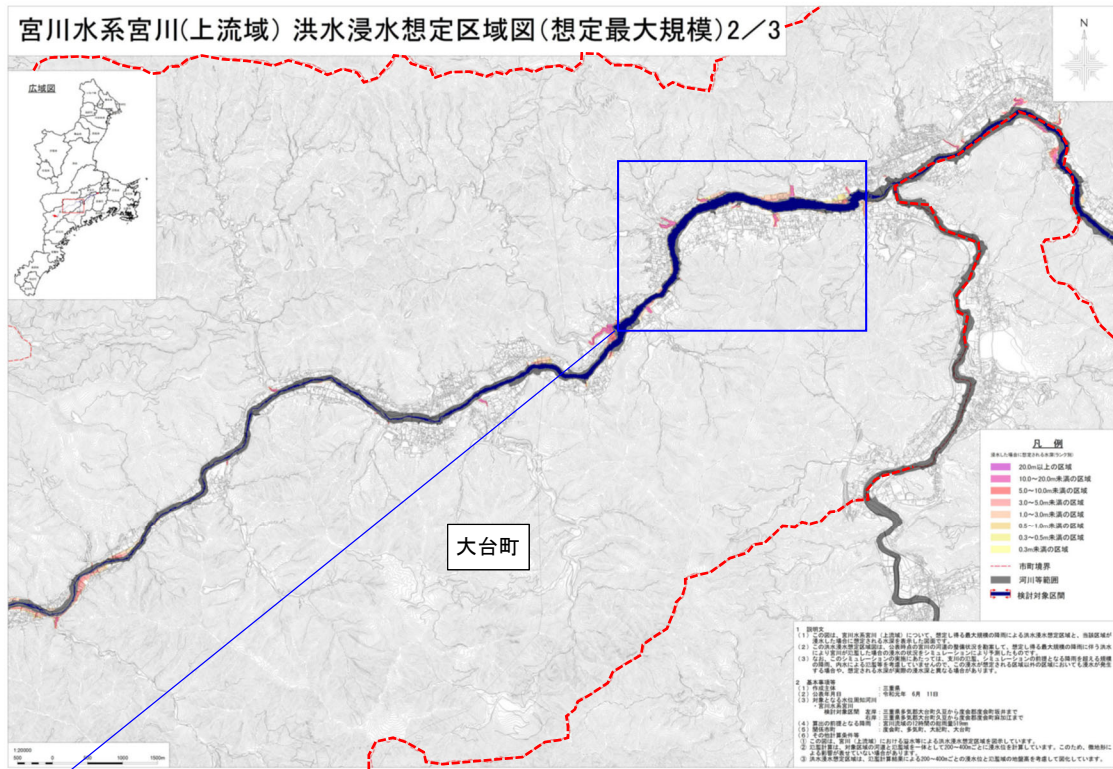
三重県が作成した「宮川水系宮川(上流域)洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」では、「町内の一部で、農地・資材置場・家屋等の浸水の可能性がある。」と想定されています。

なお、想定最大規模の降雨とは、その地域(宮川の場合、「紀伊南部」)で過去に観測された最大降雨量を基準として設定されており、その降雨量は「519mm/12時間」となっています。



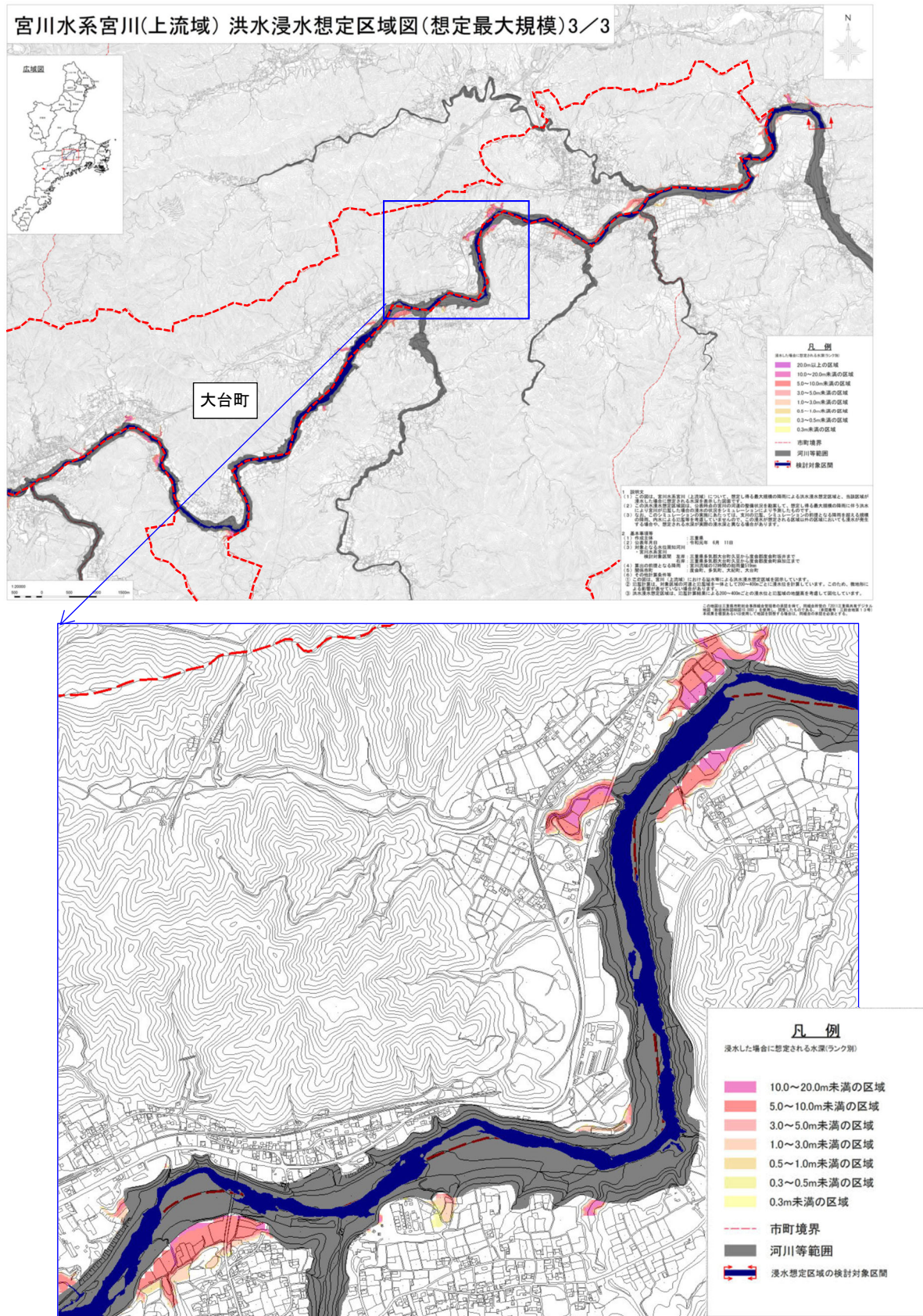
資料：洪水浸水想定区域図（2019年（令和元年）6月、三重県）

② 想定最大規模 (2/3 : 町中央部)



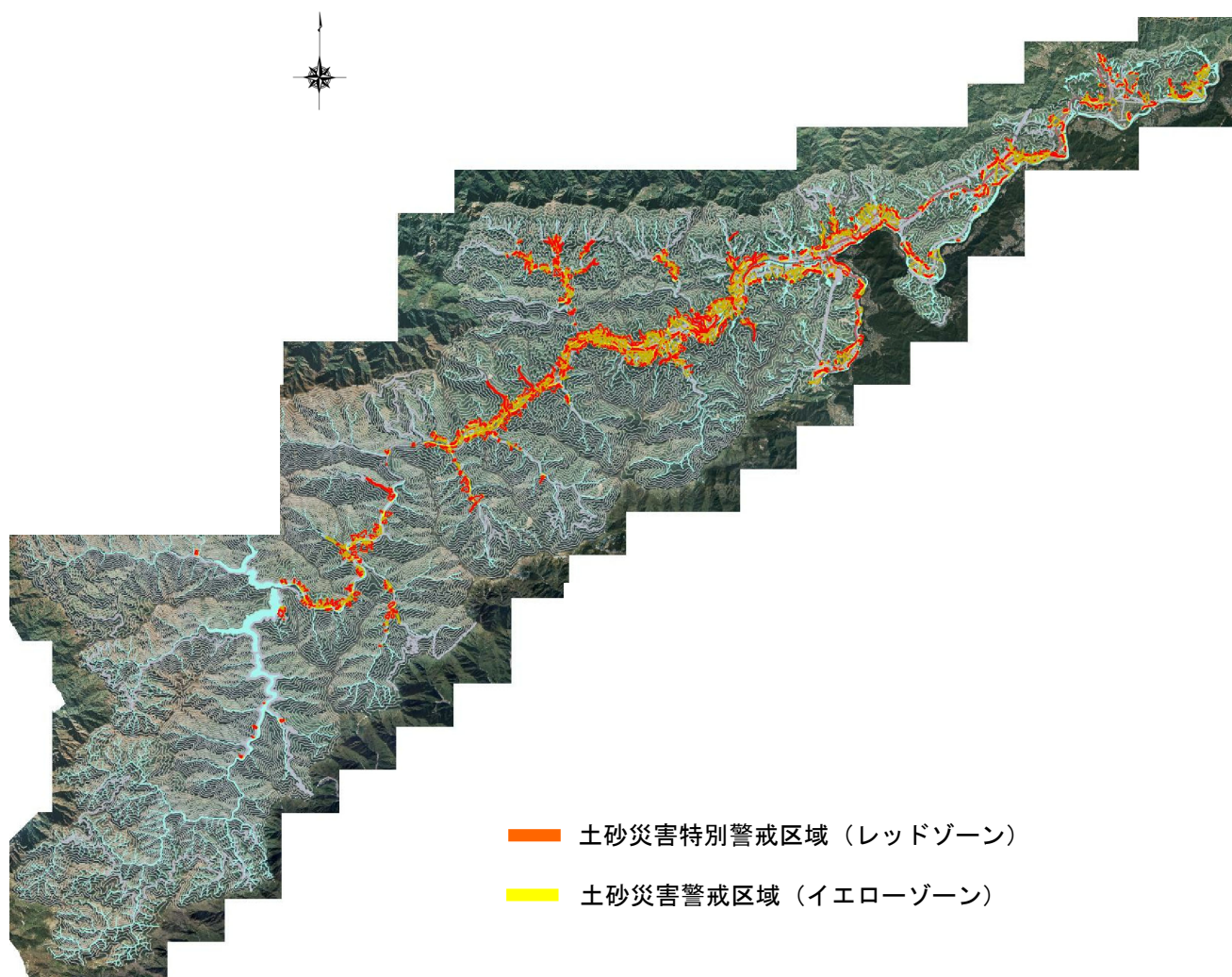
資料：洪水浸水想定区域図（2019 年（令和元年）6 月、三重

③ 想定最大規模 (3/3 : 町東部)



（４）土砂災害

宮川の河川沿いを中心として、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）及び土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が広範囲に分布しており、土砂災害のおそれの高いところがあります。



大台町の土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の分布

資料：大台町土砂災害情報マップ

第3章 大台町国土強靱化の基本的な考え方

3-1 大台町国土強靱化の基本目標

国の基本計画や三重県国土強靱化地域計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標とします。

- I 人命の保護が最大限図られる
 - II 地域及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - IV 迅速な復旧・復興

3-2 大台町国土強靱化を進める上での留意事項

本町の強靱化の基本目標の達成に向け、国の基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意しながら取組むこととします。

- 本町の強靱化を損なう原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から検証し、取組を推進
 - 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取組を推進
 - ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進
 - 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫
 - 地域における強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境の整備
 - 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等への配慮

第4章 大台町の脆弱性評価と強靱化の推進方針

4-1 脆弱性の評価

(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

三重県国土強靱化地域計画において設定された「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）をもとに、本町の地域特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と37の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定しました。

ア 事前に備えるべき目標

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

イ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
Ⅰ．人命の保護が最大限図られる	1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5 避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱
		2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
Ⅱ．地域及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
		3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
Ⅲ．町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-4 食料等の安定供給の停滞
		5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 交通インフラの長期間にわたる機能不全
		6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
Ⅳ．迅速な復旧・復興	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-3 ため池の損壊・機能不全等
		7-4 農地・森林等の被害による荒廃
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
		8-5 風評被害や雇用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

資料：三重県国土強靱化地域計画（2020年（令和2年）10月改訂「中間案」）のリスクシナリオから本町に該当するリスクを抽出

（２）施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

三重県国土強靱化地域計画において設定された施策分野をもとに、以下のとおり 11 の「個別施策分野」及び５の「横断的分野」を設定しました。

個別施策分野	
①行政機能	⑦交通・物流
②住宅・都市	⑧農林水産
③保健医療・福祉	⑨地域保全
④エネルギー	⑩環境
⑤情報通信	⑪土地利用
⑥産業構造	

横断的分野
①リスクコミュニケーション
②人材育成
③官民連携
④老朽化対策
⑤研究開発

(3) 脆弱性評価結果

脆弱性評価結果（別紙1に掲載）のポイントは次のとおりです。

① ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせと重点化

地震や台風等の到来が初期の災害につながることを抑制するハード整備と、ハード整備の想定を超えたときの、避難から復興に至るまでのソフト対策を適切に組み合わせ、初期の災害が最悪の事態に展開してしまうことを、阻止する必要があります。

② 国、県、民間事業者等との連携

地域強靱化を推進していくためには、町の実だけでは十分ではなく、国・県・周辺市町・民間事業者等と適切な役割分担の下、連携・協力しながら取り組むことが重要です。

③ 地域特性に応じた地震対策の推進

本町は「地震被害想定調査（2013年(平成25年)）」の「理論上最大クラス」の地震について、町の大部分で震度6弱～6強（一部震度7）が想定されており、地震への地域強靱化が求められています。

④ 地域特性に応じた風水害対策の推進

本町の中心部を流れる宮川においては、蛇行や狭小区間が多く、周辺は土砂災害の危険性の高いところも多いことから、これまでも2004年（平成16年）、2011年（平成23年）の台風などで大きな被害を受けました。そのため、豪雨による浸水被害、土砂崩れなどへの対応による地域の強靱化が求められています。

4-2 推進すべき施策の方針

脆弱性評価結果（別紙1）を踏まえ、本町における地域強靱化に係る推進すべき施策の方針を策定しました。推進すべき施策の方針は、リスクシナリオごとにまとめています。

各分野における施策の推進に当たっては、下記にまとめた「リスクシナリオごとの施策の方針」の着実な推進を図ることとし、重要業績指標（KPI）（町事業）により施策の達成度・進捗の把握を行います。

（1）リスクシナリオごとの施策の方針

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 倒壊のおそれのある1981年（昭和56年）5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行う。【町】
- 不特定多数の者が利用する物販店舗、庁舎等の大規模建築物について耐震化を進めるとともに、大規模空間建築物の天井の脱落等を防止するための対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める。【県・町・民間】

（学校施設の耐震化等）

- 小中学校について、非構造部材の耐震対策を推進する。【町】
- 窓ガラス及び照明器具の飛散防止を行う。【町】

（社会福祉施設の耐震化）

- 災害時要援護者の安全を確保するため、障がい福祉サービス施設、高齢者関係施設、児童福祉施設等の耐震化を促進する。【町・民間】

（沿道構造物の倒壊防止等）

- 避難行動中の路上での二次被害を防止するため、沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板・窓ガラス等の落下防止等について促進する。【町・民間・地域】

（避難路等の整備）

- 大規模地震が発生した場合に、迅速かつ円滑な避難が行われるため、避難路等の整備に向けた支援を行う。【町】

（災害対策本部における体制の確保・強化）

- 施設等の倒壊による人的被害を最小限に抑え、救助機関と連携した応急対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る。【県・町】

(災害対応機関等の対応能力向上)

○大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る。【県・町・警察・紀勢地区広域消防組合】

(広域的な連携体制の構築)

○防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急体制の充実を図るとともに、国や県、近隣市町との訓練を通じて、応援・受援などの連携強化を図る。
【国・県・町・紀勢地区広域消防組合】

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進)

○家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。【町・民間・地域・紀勢地区広域消防組合】

(住民による自発的な防災活動の促進)

○消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民による自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。【町・地域】

(重要業績指標)

- ◆住宅の無料耐震診断件数(累計): R1 178件 ⇒ R7 238件
- ◆木造住宅耐震改修補助件数(累計): R1 5件 ⇒ R7 11件
- ◆小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の実施件数: R1 0件 ⇒ R3 1件
- ◆地区防災訓練の実施回数: R1 0回 ⇒ R3~R7 2回/年
- ◆災害時要援護者台帳の更新: R1 1回/年 ⇒ R3~R7 1回/年
- ◆受援計画の見直し: R1 策定 ⇒ R3~R7 適宜見直し
- ◆要援護者宅の家具固定実施件数(累計): R1 101件 ⇒ R7 200件
- ◆自主防災組織の防災訓練実施回数: R1 一回 ⇒ R7 1回/組織・年
- ◆消防団員数: R1 342人 ⇒ R7 350人

1-2 市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(災害対応機関等の対応能力向上)

○大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る。【県・町・民間・地域・警察・紀勢地区広域消防組合】

(常備消防・消防団の充実強化)

○消防の災害対応能力強化のための施設整備や広域支援体制及び救急搬送体制の整備などを支援し、常備消防の充実強化を促進する。【町・紀勢地区広域消防組合】
○消防団等の充実強化を促進する。【町・地域】

(狭あい道路の整備促進)

○大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るために、町が実施する狭あい道路の拡幅整備等を促進する。【町】

(重要業績指標)

◆消防団員数：R1 342人 ⇒ R7 350人

1－3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生**(河川の整備)**

○河道掘削や護岸の整備・機能強化等の対策等を進める。【県・町】

(河川・砂防施設の点検と対策)

○河川・砂防施設を常時良好な状態に保つために、施設の点検を行い、施設の異常に対して対策措置を講じる。【県・町】

(ハザードマップの作成)

○洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップ等の作成を進める。
【町】

(職員の人材育成)

○「防災の日常化」に取り組む職員の育成をめざして、防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、訓練を実施する。【町・紀勢地区広域消防組合】

(情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化)

- 災害発生時に被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、非常時の通信手段となる防災行政無線を適正に維持管理する。【町】
- 住民の迅速な避難行動を促すため、防災みえ.jpやメール、SNS、AIの活用など情報提供手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進に取り組む。【県・町・民間・地域・紀勢地区広域消防組合】

(災害対応機関等の対応能力向上)

○大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る。【県・町・警察・紀勢地区広域消防組合】

(総合的な治水対策の推進)

○気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」を推進する。【国・県・町】

(重要業績指標)

- ◆洪水ハザードマップを使った啓発：R2 作成配布 ⇒ R3～R7 1回/年
- ◆職員防災訓練の実施回数：R1 1回/年 ⇒ R3～R7 2回/年
- ◆情報提供体制に係る基本計画策定：R1 未策定 ⇒ R3 策定
- ◆災害時要援護者台帳の更新：R1 1回/年 ⇒ R3～R7 1回/年

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

（適切な災害情報の提供）

○防災行政無線について適正に維持管理していく。また、防災みえ.JP やメール、SNS、AI の活用など情報提供手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進に取り組む。

【県・町・民間・地域・紀勢地区広域消防組合】

（土砂災害防止施設の整備）

○土砂災害が発生した場合には、人家への被害のみならず、公共施設や重要交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備等の土砂災害防止施設の整備を推進する。

【国・県・町】

（警戒避難体制整備等のソフト対策）

○土砂災害危険度情報などの活用により、町における土砂災害ハザードマップの作成や避難勧告等の的確な発令を図っていく。【町】

（治山施設の整備、自然と共生した森林づくり）

○森林が持つ土砂流出防止等の防災機能を発揮させるため、山腹崩壊等の復旧と予防対策を進めるとともに、治山ダムの設置や間伐等の森林整備を進める。【国・県・町・民間】

○森林整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する。【国・県・町・民間】

（ため池の耐震化等）

○農業用ため池のうち、老朽化が著しく、大規模地震・豪雨等で決壊した場合に人命等に被害が及ぶ施設について耐震化等を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を促進する。【県・町・民間・地域・紀勢地区広域消防組合】

○農業者の減少や高齢化の進行などにより、管理組織が脆弱化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれがあることから、管理体制の強化を促進する。【町・地域】

（住民による自発的な防災活動の促進）

○学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。【町・民間・地域・紀勢地区広域消防組合】

（災害対応機関等の対応能力向上）

○大規模な土砂災害等を想定した避難訓練の実施など実践的な訓練を実施する。【県・町・民間・地域・紀勢地区広域消防組合】

○大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・搜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る。【県・町・民間・地域・警察・紀勢地区広域消防組合】

(重要業績指標)

- ◆土砂災害ハザードマップを使った啓発：R2 作成配布 ⇒ R3～R7 1回/年
- ◆森林整備（間伐）の実施面積：R1 340ha/年 ⇒ R3～R7 450ha/年
- ◆ため池劣化状況調査及び地震・豪雨耐性調査の実施：R1 0箇所 ⇒ R7 21箇所

1－5 避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生

(情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化)

- 災害対策本部において映像や画像を活用した災害情報を収集するための体制や、公共土木施設や建築物の被災状況を迅速に収集するための体制の確保に取り組む。【県・町】
- 防災行政無線を適正に維持管理していく。【町】
- 防災みえ.jpやメール、SNS、AIの活用など情報提供手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進に取り組む。【県・町・民間・地域・紀勢地区広域消防組合】

(災害対策本部における体制の確保・強化)

- 避難行動の遅れ等による人的被害を最小限に抑えるための情報収集・伝達を行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る。【県・町】

(避難体制整備の支援)

- 避難行動につながる情報を迅速に伝達するため、水防情報や土砂災害警戒情報の提供などによる警戒避難体制整備の支援を推進する。【国・県・町】

(重要業績指標)

- ◆情報提供体制に係る基本計画策定：R1 未策定 ⇒ R3 策定

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2－1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(物資輸送ルート（陸路）確保)

- 災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、道路の整備促進及び道路ネットワークの形成を図る。【国・県・町】
- 緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を推進する。【国・県・町】

(物資輸送ルート（空路）の確保)

- 空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの受入対策など、緊急輸送体制の整備を進める。【町】

(迅速な道路啓開の態勢整備)

- 国、県、近隣市町、建設企業との連携のもと、迅速な道路啓開の態勢整備を推進する。【国・県・町・民間】

(水道施設の耐震化等)

- 大規模地震による被害を最小限に留めるよう、水道施設の耐震化を進める。【町】

- 「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、市町の応急給水体制について、事前に情報の共有を図る。【県・町】
- 緊急時において、それぞれの給水区域で水道水を相互融通できるよう施設を整備しておく。【町】

（燃料の備蓄の促進）

- 学校や病院において、燃料備蓄の活用、自家発電設備、コジェネレーションシステム等の導入等を促進する。【町・民間】

（各家庭における備蓄量の確保）

- 水や食料など個人備蓄に係る意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施する。【町・民間・地域】

（近隣市町、民間事業者等と連携した物資調達・供給体制の構築）

- 災害時に物資を受入れ、被災者の支援を効果的に行うため、受援体制づくりを進める。【県・町】
- 民間事業者等との災害時における広域連携・支援体制を確立するため、協力協定の締結・拡充を進める。【県・町・民間】

（交通渋滞の回避）

- 通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、住民の理解と協力を促していく。【県・町・地域】

（重要業績指標）

- ◆長寿命化修繕橋梁数：R1 11 橋 ⇒ R7 31 橋
- ◆管路の耐震適合率：R1 27.71% ⇒ R7 28.95%
- ◆配水管路の耐震化率：R1 21.41% ⇒ R7 23.03%
- ◆基幹管路の耐震化率：R1 40.30% ⇒ R7 42.06%
- ◆給水訓練の実施回数：R1 2 回/年 ⇒ R7 3 回/年
- ◆家庭内備蓄に係る啓発の実施回数：R1 1 回/年 ⇒ R3～R7 1 回/年
- ◆受援計画の見直し：R2 策定 ⇒ R3～R7 適宜見直し

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

（緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備）

- 災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を推進する。【国・県・町】
- 地震による地域の孤立を防ぐため、避難路となる道路上にある橋梁の耐震化を推進する。【町】
- 災害時においては、空からのアクセスも可能となるよう、離着陸場となる地点の指定等を行うとともに、必要な装備の整備を進めておく。【町】

（雨量規制区間の代替ルートの確保）

- 台風や集中豪雨による地域の孤立を防ぐため、雨量規制区間の代替ルートの確保に向けた道路の整備や交通規制情報等を適切に提供する対策を推進する。【国・県・町】

(拠点となる指定避難所の機能強化への支援等)

○災害時における集落の孤立可能性について把握するとともに、拠点となる指定避難所の機能強化を図る。【町】

(災害発生時に避難路となる林道、農道の整備)

○農山村地域において、集落と幹線道路等を結ぶ避難路として重要となる林道、農道の整備を進める。【県・町】

(災害発生後の機動的・効率的な活動の確保)

○災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化を行うとともに、孤立地域の把握等を含めた被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、災害時の情報収集の強化を図る。【町】

(民間備蓄等との連携)

○災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める。【町・民間】

(被災による機能低下の回避)

○通常業務のうち継続又は早期復旧の必要のある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、業務継続計画（BCP）の実効性を確保していく。【町】

(重要業績指標)

◆長寿命化修繕桥梁数：R1 11 橋 ⇒ R7 31 橋

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足**(救助機関の災害対応力強化)**

○防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急態勢の充実を図る。【県・町・警察・紀勢地区広域消防組合】

(災害対応能力の向上)

○大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・搜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る。【県・町・警察・紀勢地区広域消防組合】

(常備消防の充実強化)

○消防の災害対応能力強化のための施設整備や広域支援体制及び救急搬送体制の整備などを支援し、常備消防の充実強化を促進する。【町・紀勢地区広域消防組合】

(災害医療の体制整備)

○発災時に災害拠点病院等が連携して円滑に医療を提供できる体制及び災害医療コーディネーターによる災害医療のコーディネート機能が十分に発揮されるための体制を整備する。【県・町・民間（医療機関）】

(消防団員等の人材育成)

- 災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防団員に対する教育訓練を実施する。【町・地域】
- 自主防災組織による活動を活性化するため、リーダー研修を実施する。【町・地域】

(合同訓練等の実施)

- 住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応力向上を図る。【町・地域・警察・紀勢地区広域消防組合】

(警察施設、消防施設の耐震化等)

- 大規模災害発生時に、警察、消防機関が機能するため、施設の耐震化を進める。【県・町・警察・紀勢地区広域消防組合】

(広域連携の強化)

- 災害応急対策活動における応援・受援の拠点となる広域防災拠点の整備・機能強化に取り組むとともに、災害時の支援等に係る協定の活用、災害ボランティア等の受入体制の整備などの取組を進める。【県・町・民間・警察・紀勢地区広域消防組合】

(重要業績指標)

- ◆消防団員数：R1 342人 ⇒ R7 350人
- ◆地区防災訓練の実施回数：R1 0回 ⇒ R3～R7 2回/年
- ◆受援計画の見直し：R2 策定 ⇒ R3～R7 適宜見直し

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(災害時の石油類燃料の確保)

- 石油類燃料供給に関する協定を三重県石油商業組合 大台支部と締結しているが、発災時に供給を受けるための手順（マニュアル）の策定や、連携訓練に取り組む。【町・民間】

(インフラの整備・保全)

- エネルギー供給を支えるインフラの被災リスクを軽減するため、道路の防災対策や洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。【国・県・町】

(重要業績指標)

- ◆災害時燃料供給マニュアルの策定：R1 未策定 ⇒ R7 策定
- ◆長寿命化修繕橋梁数：R1 11橋 ⇒ R7 31橋

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱

（インフラの整備・保全）

○帰宅に必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災対策や洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。【国・県・町】

（代替輸送手段の確保等）

○帰宅困難者（観光客を含む）や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等との協定の活用を図るなど、災害時における輸送手段の確保を図る。【町・民間】

（観光地の防災対策）

○観光事業者や観光関係団体、町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための先進事例の共有や課題検討等を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する。【町・民間】

（重要業績指標）

◆長寿命化修繕橋梁数：R1 11 橋 ⇒ R7 31 橋

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

（適切な医療機能の提供）

○災害医療支援病院等が機能不全に陥らないよう、耐震対策の実施や、医療従事者の確保に向けた取組を進めるとともに、電源、水、医薬品等について平常時から確保しておく、又は確保できる体制を整備する。【県・町・民間】

○災害時においても病院が継続して医療を提供できるよう、病院が BCP の考え方に基づく病院災害対応マニュアルを整備する。【県・町・民間】

（介護保険施設の相互支援協定の締結促進）

○災害時において、施設間で入所者の避難等の相互支援が円滑に行われるよう、相互支援協定の締結を促進する。【町・民間】

（インフラの着実な整備・保全）

○災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を推進する。【国・県・町】

（医療リソースの需要軽減）

○相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減させていく。【町・地域】

（医療に必要な水の確保）

○人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平時から水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築していく。また、下水道が使用できない場合にも備える。【町・民間】

（負傷者の搬送先の確保）

○多数の負傷者が発生した際、重症度に応じた搬送先を確保するため医療機関と連携し体制を整備する。【県・町・民間】

（災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入態勢の整備）

○災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受け入れ態勢の整備に取り組む。【国・県・町】

（被災時の適切な活動体制の整備・人材育成）

○被災地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、保健医療活動が適切に行える体制を構築する。【県・町・民間】

（重要業績指標）

- ◆診療体制維持のために確保する診療科数：R1 3科 ⇒ R7 3科
- ◆町診療所における災害時初動マニュアルの策定：R1 未策定 ⇒ R3 策定
- ◆長寿命化修繕橋梁数：R1 11橋 ⇒ R7 31橋
- ◆救急医療情報キット配布率：R1 73% ⇒ R7 80%

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（感染症の発生・まん延防止）

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。【町】
- 消毒を行うための体制等を構築しておく。【町】

（避難者の感染症対策）

- 避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、O157 などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保っていく。【町・地域】
- 避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画しておく。【町】

（感染症の拡大・まん延期における避難対策）

- 新型コロナウイルス感染症のように、広範囲で感染症の拡大・まん延が続いている状況において災害が発生した場合に備えて、近隣市町と連携し、指定避難所以外の避難所の開設等、避難者が密集しない十分なスペースを確保できるよう準備を行う。【県・町】
- マスクや消毒液など感染症対策として必要な資材を確保しておく。【町】

（一般廃棄物の適正かつ迅速な処理）

- ごみやし尿などの一般廃棄物処理施設の環境衛生保全のために、老朽化対策と合わせ、必要な施設の耐震化や非常用電源の整備等災害対応力強化の推進を図る。【町・構成町】

（下水道業務継続計画（下水道 BCP）の更新・拡充）

- 大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画（下水道 BCP）の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高める。【町】

(医療活動を支える取組の推進)

○医療活動を支える取組を着実に推進する。【町・民間】

(衛生管理に必要な物品の確保)

○避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく。【町・民間】

(重要業績指標)

- ◆高齢者インフルエンザ予防接種の接種率：R1 53.5% ⇒ R7 60.0%
- ◆感染症に係る避難所運営マニュアルの見直し：R2 策定 ⇒ R3～R7 適宜見直し
- ◆感染予防マスクの備蓄充足率100%の維持：R2 100% ⇒ R3～R7 100%
- ◆生活排水処理施設整備率：R1 68.20% ⇒ R7 69.53%
- ◆公共下水道加入率：R1 77.12% ⇒ R7 79.78%

2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所における良好な生活環境の確保)

- 避難所等における生活ニーズに対応できるよう、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。【町】
- 屋内運動場等の天井等落下防止対策などの非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保を優先して進めるとともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化、空調設備の整備など、避難所としての防災機能も強化していく。【町】

(要配慮者への対応)

- 乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等も配慮した避難所運営マニュアルの策定を促進する。【町】
- 要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく。【町・民間】

(住民による自発的な防災活動の促進)

- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民による自発的な防災活動に関する計画策定を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。【町・民間・地域】

(避難所における必要物資の確保)

- 水道の応急対策の強化、危機時における雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、避難所への円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進める。【町】
- 被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。【町・地域】

(避難所以外での避難者に対する支援)

- 車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、近隣市町等との連携スキームの構築を推進する。【県・町】
- 迅速な被災者支援のため、被災者台帳作成の事前準備を進める。【町】

(被災者のケア体制の構築)

- 感染症の流行やエコノミークラス症候群、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、メンタルの問題等から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、町、医療関係者、NPO、地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく。【町・民間・地域】

(防災拠点の耐震化)

- 災害時に防災拠点となる庁舎等について耐震化を進め、庁舎の被災による行政機能の低下を招かないようにする。【町】

(被災時の医療確保)

- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、他の医療機関で被災者の投薬歴等を参照し、適切な処置が行われるようにする。【県・町・民間】

(発災後の住まいの多様な供給に向けた取組)

- 住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に町が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて周知していく。【町】
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく。【町】

(被災者の生活支援に向けた取組)

- 避難所から仮設住宅、復興住宅へのように、被災者の生活環境が変化することにより生じる課題に対応し、被災者が各環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供していく。【町・地域】

(重要業績指標)

- ◆避難所開設職員研修の実施：R1 0回 ⇒ R7 1回/年
- ◆重要10品目に係る備蓄充足率100%の維持：R2 100% ⇒ R3～R7 100%
- ◆災害時要援護者台帳の更新：R1 1回/年 ⇒ R3～R7 1回/年
- ◆地区活動、健康教室での周知啓発の回数：R1 0回/年 ⇒ R7 6回/年
- ◆避難所資機材点検の回数：R1 1回/年 ⇒ R3～R7 1回/年
- ◆家庭内備蓄に係る啓発の実施回数：R1 1回/年 ⇒ R3～R7 1回/年

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化

(被災による警察機能低下の回避)

○被災による警察機能の低下防止に向け、警察施設の耐災害性の向上や装備資機材の充実強化を図るとともに、実災害を想定した実戦的な訓練や関係機関との合同訓練の実施による災害対処能力の向上、防災関係機関等相互の連携強化を図り、治安の悪化に対応する体制づくりを進める。【県・警察・町】

(重要業績指標)

◆青色回転灯装着車による防犯パトロール回数：R1 46回 ⇒ R7 48回

◆見守りカメラ設置台数：R1 0基 ⇒ R4 30基

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(交通渋滞・交通事故の回避)

○大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞や交通事故を回避する。【県・町】

(安全かつ円滑な道路交通の確保)

○交通情報を集約し、迅速かつ的確な交通規制を実施するなど、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する。【県・町】

○一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。【県・町】

3-3 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(災害対策本部の体制整備等)

○災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電・断水を想定した庁舎自家発電施設の燃料や水の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める。【町】

○災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できる態勢を整備する。【町】

(避難所での電力の確保)

○電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する。【町】

(周辺インフラの整備・保全)

○周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策、洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を推進する。【国・県・町】

(被災による機能低下の回避)

○災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集・伝達手段の確保等をするとともに、民間企業、地域の専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、さまざまな事態を想定した教育及び明確な目的をもった合同訓練等を継続していく。【町・紀勢地区広域消防組合】

(外部からの支援による業務継続体制の強化)

○職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めていく。【県・町】

(重要業績指標)

- ◆災害対策本部訓練の実施回数：R1 0回/年 ⇒ R3～R7 1回/年
- ◆指定避難所における発電機の配備率：R1 77% ⇒ R7 100%
- ◆長寿命化修繕橋梁数：R1 11橋 ⇒ R7 31橋
- ◆非常参集訓練の実施回数：R1 0回/年 ⇒ R3～R7 1回/年
- ◆町の業務継続計画（BCP）の策定：R2 策定 ⇒ R3～R7 適宜見直し
- ◆職員用食糧等備蓄充足率：R1 0% ⇒ R7 100%
- ◆受援計画の見直し：R2 策定 ⇒ R3～R7 適宜見直し

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持)

○停電を想定した庁舎自家発電施設の燃料の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める。【町】

(インフラの整備・保全)

○停電発生時における公共土木施設の機能維持に必要な停電対策や、地域の電力安定供給のため公共土木施設の節電対策を推進する。【県・町・民間】

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化)

○災害対策本部において映像や画像を活用した災害情報を収集するための体制や、公共土木施設や建築物の被災状況を迅速に収集するための体制の確保に取り組む。【町】

○防災行政無線について適正に維持管理していく。さらに、防災みえ.jp やメール、SNS、AI の活用 など情報提供手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進に取り組んでいく。【県・町・民間・地域】

(道路の被災に起因する交通渋滞の回避)

○橋梁耐震化、斜面对策等により、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する。【国・県・町】

(救助機関の災害対応力強化)

○大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。【県・町・紀勢地区広域消防組合】

(情報通信機能の耐災害性の強化)

○通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める。【県・町】

(記憶媒体損失の回避)

○システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する。【町】

(重要業績指標)

- ◆情報伝達（J-ALERT）訓練の実施回数：R1 4回/年 ⇒ R3～R7 4回/年
- ◆情報提供体制に係る基本計画策定：R1 未策定 ⇒ R3 策定
- ◆長寿命化修繕橋梁数：R1 11橋 ⇒ R7 31橋

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない**5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下****(企業における事業継続計画（BCP）策定の促進)**

○事業者等における自主的な防災対策を促すため、啓発活動等により、事業継続計画（BCP）等の策定を促進する。【町・民間】

(インフラの整備・保全)

○道路の防災対策や洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。【国・県・町】

(企業による事業継続の取組促進)

○企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、地域の具体的な被害予測等のきめ細かな情報の提供を行うとともに、相談窓口等の体制を整える。【町・民間】

(企業防災に関する人材育成)

○中小企業・小規模企業による事業継続計画（BCP）等の策定を促進するため、防災・減災の専門知識を備えた人材の育成・確保を進める。【町・民間】

(重要業績指標)

- ◆中小企業・小規模企業における事業継続力強化計画の策定件数：R1 一件 ⇒ R7 50件
- ◆長寿命化修繕橋梁数：R1 11橋 ⇒ R7 31橋

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

（企業における事業継続計画（BCP）策定の促進）

- 事業者等に対してエネルギー供給が停止した際に備えた自主的な防災対策を促すため、啓発活動等により、事業継続計画（BCP）等の策定を促進する。【町・民間】

（燃料供給ルート（陸路）の確保）

- 災害発生時に人員や物資など緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を推進する。【国・県・町】
- 迅速な道路啓開を展開できる態勢を確保するとともに、被災した公共土木施設に対する応急復旧態勢を強化する。【国・県・町】

（燃料供給ルート（空路）の確保）

- 空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの受入対策など、緊急輸送体制の整備を進める。【町】

（ライフラインに係る防災対策の推進）

- 災害時における地域のエネルギー拠点となるサービスステーション等の災害対応力の強化を、訓練等を通じて促進する。【町・民間】
- 燃料供給のサプライチェーンの維持のため、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を行う。【町・民間】

（自立・分散型エネルギーの導入促進）

- 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進等を通じ、自立・分散型エネルギーの導入を促進することにより、エネルギー供給源の多様化・分散化を図ることで、災害リスクを回避・緩和させる。【町・民間・地域】

（重要業績指標）

- ◆中小企業・小規模企業における事業継続力強化計画の策定件数：R1 一件 ⇒ R7 50 件
- ◆長寿命化修繕橋梁数：R1 11 橋 ⇒ R7 31 橋

5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

（発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備）

- 災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、斜面崩落防止対策、盛土補強等を推進するとともに、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。【国・県・町】

（輸送機関相互の連携・代替性の確保）

- 公共交通の分断に関して、現状で代替機能が不足することも想定されるため、輸送機関ごとの代替性の確保とともに、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討する。【町・民間】

(輸送機関相互の連携・代替性の確保)

○公共交通の分断に関して、現状で代替機能が不足することも想定されるため、輸送機関ごとの代替性の確保とともに、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討する。【町・民間】

(的確な交通情報の提供)

○万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供していく。【国・県・町】

(幹線交通分断の回避)

○幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開の計画策定、道路啓開に係る連携強化、農林道その他迂回路となりうる道の情報把握と共有、交通安全施設等の整備等を進めていく。【国・県・町】

(重要業績指標)

◆長寿命化修繕橋梁数：R1 11 橋 ⇒R7 31 橋

5-4 食料等の安定供給の停滞**(食品産業事業者等の事業継続計画（BCP）の策定)**

○事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、啓発活動等により、事業継続計画（BCP）の策定を促進する。【町・民間】

(食品産業や関連産業事業者（運輸、倉庫等）との協力体制の拡大)

○災害時における広域連携・支援体制を確立するため、食品産業事業者や関連産業事業者（運輸、倉庫等）との協力協定の締結・拡充を進める。【町・民間】

(農林業に係る生産基盤等の災害対応力強化)

○被災農地の早期復旧と営農再開に向けて、関係事業者等の BCP の策定を進める。【町・民間・地域】

○農地や一般公共施設等に被害を及ぼすおそれのある土地改良施設（ため池・排水機場・頭首工等）について、必要な機能保全対策等を行う。【県・町・民間】

(重要業績指標)

◆中小企業・小規模企業における事業継続力強化計画の策定件数：R1 一件 ⇒ R7 50 件

◆ため池劣化状況調査及び地震・豪雨耐性調査の実施：R1 0 箇所 ⇒ R7 21 箇所

5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響**(水道事業者間における連携の強化)**

○上水道の耐震化を進めるとともに、町や水道事業者間等との連携による人材やノウハウの強化等を進める。【町・民間】

（広域的な応援体制の整備及び雨水等の利用等の推進）

○大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用や再生水の利用などの水資源の有効な利用等を普及・推進する。【国・県・町・民間】

（渇水に係る関係者による情報共有及び水資源の有効活用等の推進）

○気候変動等の影響により渇水等の高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用、危機時の代替水源としての地下水活用等の取組を進める。【国・県・町・民間】

（水道施設の機能強化）

○老朽化が進む上水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。【町・民間】

（重要業績指標）

- ◆管路の耐震適合率：R1 27.71% ⇒ R7 28.95%
- ◆配水管路の耐震化率：R1 21.41% ⇒ R7 23.03%
- ◆基幹管路の耐震化率：R1 40.30% ⇒ R7 42.06%
- ◆給水訓練の実施回数：R1 2回/年 ⇒ R7 3回/年

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

（発電所・送電線網等の災害対応力の強化）

○災害時におけるライフライン機能の維持確保、早期復旧を図るため、ライフライン関係機関（電力、水道）との間で、各機関の災害対策について情報の共有を図る。【民間】

（災害からライフラインを守る事前伐採の推進）

○倒木による電線等の寸断を未然に防止するために、近隣市町や電力会社等と連携して、災害からライフラインを守る事前伐採の取組を進める。【県・町・民間】

（自立・分散型エネルギーの導入促進）

○エネルギー供給源の多様化・分散化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。【町・民間・地域】

（重要業績指標）

- ◆事前伐採の実施（伐採本数・整備延長）：R1 一本・m ⇒ R3～R7 1,100本・300m/年

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

(上水道施設の耐震化等)

- 大規模地震による被害を最小限に留めるよう、水道施設の耐震化を促進する。【町】
- 水道施設は経年による老朽化が進行しつつあるため、老朽施設を計画的に更新し、機能向上を図る。【町】
- 配水管は経年による老朽化が進んでいることから、経年管を更新し、耐震化等に努め、給水の安定化を図る。【町】

(関係機関との連携及び水資源の有効活用等の推進)

- 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災・減災の担い手確保等、TEC-FORCE 等との連携強化、地下水の危機時における代替水源に関する検討を進めるとともに、雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する。【国・県・町・民間】

(上水道施設の洪水対策等)

- 上水道施設が被害を受けないよう、洪水対策等を進める。【国・県・町】

(重要業績指標)

- ◆管路の耐震適合率：R1 27.71% ⇒ R7 28.95%
- ◆配水管路の耐震化率：R1 21.41% ⇒ R7 23.03%
- ◆基幹管路の耐震化率：R1 40.30% ⇒ R7 42.06%

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の老朽化対策)

- 今後、老朽化の進行が見込まれる下水道施設に対して、計画的な点検、調査を行い、必要となる改築・更新を実施するなど施設の健全性を維持する。【町】

(下水道業務継続計画(下水道 BCP)の更新・拡充)

- 下水道業務継続計画(下水道 BCP)の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高める。【町】

(污水处理施設の耐震化)

- 災害時に発生するし尿等を適切に処理できるよう、生活排水処理施設の耐震診断を実施し、必要に応じて施設の耐震化を進める。【町・構成町】

(合併浄化槽への転換促進)

- 老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。【町・民間】

(重要業績指標)

- ◆合併処理浄化槽の整備率：R1 60.57 % ⇒ R7 61.76 %

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

（輸送機関の確保）

○災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送機関ごとの代替性の確保とともに、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討を進める。【国・県・町・民間】

（必要なインフラの整備・保全）

○災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送ルートを確認するため、道路の地震・洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策や施設の老朽化対策を進める。【国・県・町】

（落石等の危険がある要対策箇所の点検と対策）

○豪雨等による災害や道路冠水による通行止めなどを未然に防止するため、落石等の危険がある要対策箇所や冠水が想定される箇所の点検を実施し、変状等が確認された箇所の必要な対策を実施する。【国・県・町】

（道路啓開態勢の整備）

○発災後、地域交通ネットワークの途絶からの復旧のための迅速な道路啓開の展開に向けて、国・近隣市町・建設企業との連携した訓練の実施を図る。【国・県・町・民間】

（被災による機能低下の回避）

○大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、町の業務継続計画（BCP）を適宜見直すとともに、装備資機材の充実強化を図る。【町】

（重要業績指標）

◆長寿命化修繕橋梁数：R1 11 橋 ⇒ R7 31 橋

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

（緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）との連携）

○大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災・減災の担い手確保、TEC-FORCE との連携強化、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催、技術支援等を進める。【国・県・町】

（関係機関との情報共有）

○国の総合防災情報システム、統合災害情報システム、SIP4D 等を活用し、関係機関における情報共有を円滑に進める。【国・県・町・紀勢地区広域消防組合】

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(救助活動能力(体制、装備資機材、人材)の充実強化)

- 常備消防力の強化のための連携・協力や広域化の推進、耐震性貯水槽など消防施設の整備、広域支援体制及び救急搬送体制の整備などを支援し、救助活動能力を充実強化する。【県・町・紀勢地区広域消防組合】
- 消防団員、自主防災組織リーダーの教育訓練の充実強化を図る。【町・地域】

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物の耐震化について、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援を行うなど耐震化を促進していく。【町・民間・地域】

(各種施設の耐震化等)

- 耐震化の進んでいない公共施設等について、耐震化を進めていく。【町・民間】
- 天井等非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める。【町・民間】

(緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備)

- 道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、道路の橋梁耐震化、斜面崩落防止対策、盛土補強対策等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる道路の整備、緊急車両の進入路の整備等を進める。【国・県・町】

(水道の耐震化等)

- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、上水道施設の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進めていく。【町】

(災害対応機関等の対応能力向上)

- 住民参加による防災力の向上及び災害対応機関等相互の連携を強化することを目的として、大規模火災の発生を想定した避難訓練の実施など実践的な訓練を実施する。【町・民間・地域・紀勢地区広域消防組合】
- 大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・搜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る。【県・町・民間・地域・警察・紀勢地区広域消防組合】

(広域的な連携体制の構築)

- 災害対応機関等との連携強化を推進することにより、大規模火災発生時の応急体制の充実を図るとともに、国や県との訓練を通じて、応援・受援などの連携強化を図る。
【国・県・町・警察・紀勢地区広域消防組合】

(重要業績指標)

- ◆消防団員数：R1 342人 ⇒ R7 350人
- ◆住宅の無料耐震診断件数（累計）：R1 178件 ⇒ R7 238件
- ◆木造住宅耐震改修補助件数（累計）：R1 5件 ⇒ R7 11件
- ◆長寿命化修繕橋梁数：R1 11橋 ⇒ R7 31橋

- ◆管路の耐震適合率：R1 27.71% ⇒ R7 28.95%
- ◆配水管路の耐震化率：R1 21.41% ⇒ R7 23.03%
- ◆基幹管路の耐震化率：R1 40.30% ⇒ R7 42.06%
- 受援計画の見直し：R2 策定 ⇒ R3～R7 適宜見直し

7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺

（沿道の建物倒壊対策）

- 緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、不特定多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物について、耐震化を促進する。【県・町・民間】

（住宅・建築物等の耐震化）

- 倒壊のおそれのある1981年（昭和56年）5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、耐震性が不足する場合は、耐震改修のための設計・工事への支援を行う。【町】
- 不特定多数の者が利用する物販店舗等の大規模建築物について、耐震化を進める。【県・町・民間】

（災害情報の収集・活用）

- 被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、先端技術により収集した映像・画像の災害情報を活用する。【県・町】

（沿道構造物の倒壊防止等）

- 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、ブロック塀等の倒壊、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める。【県・町・民間】

（被災建築物応急危険度判定士の養成）

- 大規模地震の際に、被災した建築物が余震などにより倒壊し被害にあう二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定を行う判定士を養成する。【県・町・民間】

（被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保）

- 被災建築物応急危険度判定コーディネーターは、大規模地震後、被災建築物応急危険度判定を実施する際に、判定実施本部と判定士との連絡調整役を担うことから、判定実施主体となる必要人数を確保する。【県・町・民間】

（被災宅地危険度判定士の養成）

- 宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害を防止する目的で被災宅地危険度判定を実施するために、判定士を養成する。【県・町・民間】

（緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）との連携）

- 国による地方公共団体等への支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE との連携強化を進める。【国・県・町】

(狭あい道路の整備促進)

○大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るため、町が実施する狭あい道路の拡幅整備等を行う事業を促進する。【町】

(重要業績指標)

- ◆住宅の無料耐震診断件数（累計）：R1 178 件 ⇒ R7 238 件
- ◆木造住宅耐震改修補助件数（累計）：R1 5 件 ⇒ R7 11 件
- ◆被災宅地危険度判定士の養成：R1 9 人 ⇒ R7 10 人

7-3 ため池の損壊・機能不全等

(ため池の耐震化等)

- 農業用ため池のうち、老朽化が著しく、大規模地震等で決壊した場合に人命等に被害が及ぶ施設について、耐震化等を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を促進する。【県・町・民間・地域・紀勢地区広域消防組合】
- 農業者の減少や高齢化の進行などにより、管理組織が脆弱化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれがあることから、管理体制の強化を図る。【町・地域】

(ハードとソフトを組み合わせた対策)

- 地滑り対策などについて、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を行う。【国・県・町】

(森林の適正な管理や総合的かつ効果的な治山対策)

- 災害に強い森林づくりをめざして、航空レーザ測量の成果を生かしつつ、森林の適正な管理を推進する。【国・県・町】
- 山地災害については、発生のおそれの高い箇所的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木災害への対応強化を進める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。【国・県・町・民間】

(救助活動能力（体制、装備資機材、人材）の充実強化)

- 消防団等の活動能力強化を促進していく。【町・地域】
- 身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。【町・民間・地域】

(重要業績指標)

- ◆ため池劣化状況調査及び地震・豪雨耐性調査の実施：R1 0 箇所 ⇒ R7 21 箇所
- ◆森林整備（間伐）の実施面積：R1 340ha/年 ⇒ R3~R7 450ha/年
- ◆消防団員数：R1 342 人 ⇒ R7 350 人

7-4 農地・森林の被害による荒廃

(野生鳥獣による農地被害の防止対策)

○野生鳥獣による農作物被害は、営農意欲の減退となり荒廃農地が増え周辺農地に悪影響を及ぼしており、野生鳥獣被害防止対策に取り組む。【町・地域】

(適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策)

○森林が有する国土保全機能を高めるため、間伐等の森林整備や、基盤となる作業道等の整備、総合的かつ効果的な治山対策など、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が発揮されるための総合的な対応をとる。【国・県・町・民間・地域】

(自然と共生した多様な森林づくり)

○森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生を用いる等、自然と共生した多様な森林づくりを進める。【国・県・町・民間】

(土砂災害防止対策等の推進)

○土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る。【国・県・町】

○近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する。【国・県・町】

(農山村における農業・林業等の生産活動の持続)

○農山村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させる。【町・民間】

(重要業績指標)

- ◆野生鳥獣による農水産物被害金額：現状 3,953 千円 (R1) → 目標 3,593 千円 (R4)
- ◆森林整備（間伐）の実施面積：R1 340ha/年 ⇒ R3～R7 450ha/年
- ◆森林作業道の開設延長：R1 4,967m/年 ⇒ R3～R7 6,000m/年

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物の適正かつ迅速な処理)

○発災後の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うため、災害廃棄物処理に精通した人材の育成、仮置場候補地選定、関係機関・団体との連携体制整備、有害廃棄物等の処理困難廃棄物への対応方法の周知などの取組を進める。【町・民間】

(一般廃棄物の適正かつ迅速な処理)

○ごみやし尿などの一般廃棄物処理施設の環境衛生保全のために、老朽化対策と合わせ、必要な施設の耐震化や非常用電源の整備等災害対応力強化の推進を図る。【町・構成町】

○一般廃棄物の適正な収集運搬がスムーズに実施できるような体制整備を行う。【町・構成町・民間】

(災害廃棄物の広域輸送)

○災害廃棄物の他地域自治体の受入協力にあわせ、貨物鉄道の大量輸送特性を生かした災害廃棄物の広域輸送の実施について検討する。【県・町・民間】

(重要業績指標)

◆災害廃棄物処理訓練の実施回数：R1 1回/年 ⇒ R7 2回/年

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(建設業界との応急復旧態勢の強化)

○被災した公共土木施設への迅速な応急復旧態勢の強化を進めるため、建設業界との緊急時における協定に基づく、道路啓開を迅速に展開できる態勢の充実を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれる態勢を整える。【町・民間】

(地域のコミュニティ力の向上等)

○農林業も含めた地場産業を構成する事業者等の BCP の策定や将来の担い手育成など地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際も現在より良い形で復興させていくことができるよう、「地域コミュニティの再生」を見据えた平時からの環境づくりに取組む。【町・民間・地域】

(復興の事前準備)

○被災後、迅速かつ的確に復興計画等を策定できるよう、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進めておく。【県・町】

(復興に向けた人材の確保)

○復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若者が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える。【県・町・民間・地域】

(災害に対応できる人材の育成)

○大規模災害の経験や教訓を現場に生かす研究とその成果を現場に生かしていく人材育成等を進める一方、各地域には多分野に精通した技術者等の育成を行う。【町・民間・地域】

(被災者の生活再建に向けた支援)

○応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく。【町・地域】

(医療機関の耐災害性の強化)

○医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失につながることを防ぐため、医療機関の耐災害性を高めていく。【県・町・民間】

(重要業績指標)

- ◆中小企業・小規模企業における 事業継続力強化計画の策定件数：R1 一件 ⇒ R7 50 件
- ◆町診療所における災害時初動マニュアルの策定：R1 未策定 ⇒ R3 策定

8－3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(コミュニティ力を強化するための支援)

- 地域づくりやコミュニティ力を強化するための取組として、ハザードマップの作成、防災訓練等、防災の取組を充実させ、関係機関が連携しながら支援していく。【町・地域・紀勢地区広域消防組合】

(地域コミュニティの維持・継続に配慮した震災復興に備えるための準備)

- 早期に被災地の復興を進めていくためには、被災前の地域のコミュニティの継続性を念頭に置いたうえで、復興に向けたさまざまなプロセスを確立し、円滑な復興支援を行うための体制を検討していく。【町・地域】

(文化財の耐震化等の整備推進)

- 石垣、復元施設等も含め、文化財及びその収蔵施設等の耐震化、防災設備の整備等を進める。【町】

8－4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の推進)

- 災害後の円滑な復旧復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となる。このため、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた復旧・復興対策の推進や、インフラ整備の円滑化など、緊急性が高いと考えられる地区に注力するとともに、新技術の導入や基本調査の活用などを進める。【町・民間】

(建設業における人材の確保及び燃料供給のサプライチェーンの維持)

- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、担い手不足が懸念されるため、就労環境の改善等を図る。【町・民間】
- 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持を図る。【町・民間】

(被災者の生活再建に向けた支援)

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に町が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知していく。【町】
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく。【町・地域】

(重要業績指標)

◆地籍調査登記済面積：R1 6.09 km² ⇒ R7 7.48 km²

◆被災宅地危険度判定士の養成：R1 9人 ⇒ R7 10人

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

(災害発生時の被災地外に向けた情報発信)

○災害発生時において、町内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく。【町・民間・地域】

(失業対策等)

○震災後における雇用の場の創出や各種給付金・貸付金制度の活用等について検討整理する。【県・町・民間】

(災害対応力の向上)

○平時から災害の復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う対応力の向上を図る。
【県・町】

(平時における各種復興ビジョンの検討)

○大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理に精通した人材の育成、仮置場候補地選定、関係機関・団体との連携体制整備、有害廃棄物等の処理困難廃棄物への対応方法の周知などの取組を進める。【県・町】

○将来の地場産業の担い手育成や、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく。【町・民間・地域】

(企業における事業継続計画（BCP）策定の促進)

○大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、進捗が遅れている中小企業について重点的にBCPの策定を促進する。【町・民間】

(重要業績指標)

◆中小企業・小規模企業における事業継続力強化計画の策定件数：R1 一件 ⇒ R7 50件

第5章 計画推進の方策

5-1 地域計画の進捗管理

(1) 計画の進捗管理

本計画を適切に進捗・管理するために、各施策の重要業績指標（K P I）等に基づいて進捗を確認しつつ目標の達成状況の把握・検証を行い、P D C Aサイクルを通じて計画を推進します。

(2) 計画の見直し

本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年毎に本計画全体を見直すこととします。また、地域活性化との連携など、国や県の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、年度の進行管理を行う中で新たに実施すべき事業が出てきた場合などにおいても、本計画を見直すこととします。

重要業績指標（KPI）一覧表

施策分野	リスクシナリオ 番号	重要業績指標（KPI）	現状値	目標値
行政機能	2-8	重要 10 品目に係る備蓄充足 100% の維持	R2 100%	R3～R7 100%
	2-8	避難所資機材点検の回数	R1 1 回/年	R3～R7 1 回/年
	2-8	避難所開設職員研修の実施	R1 0 回	R7 1 回/年
	1-1/1-2/ 2-3/7-1/7-3	消防団員数	R1 342 人	R7 350 人
	3-3	災害対策本部訓練の実施回数	R1 0 回/年	R3～R7 1 回/年
	3-3	非常参集訓練の実施	R1 0 回/年	R3～R7 1 回/年
	3-3	町の業務継続計画（BCP）の策定	R2 策定	R3～R7 適宜見直し
	3-3	職員用食糧等備蓄充足率	R1 0%	R7 100%
	1-1/2-1/ 2-3/3-3/7-1	受援計画の見直し	R2 策定	R3～R7 適宜見直し
	1-3	職員防災訓練の実施回数	R1 1 回/年	R3～R7 2 回/年
住宅・都市	1-1/7-1/7-2	住宅の無料耐震診断件数（累計）	R1 178 件	R7 238 件
	1-1/7-1/7-2	木造住宅耐震改修補助件数（累計）	R1 5 件	R7 11 件
	1-1	小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の実施件数	R1 0 件	R3 1 件
	2-1/5-5/ 6-2/7-1	管路の耐震適合率	R1 27.71%	R7 28.95%
	2-1/5-5/ 6-2/7-1	配水管路の耐震化率	R1 21.41%	R7 23.03%
	2-1/5-5/ 6-2/7-1	基幹管路の耐震化率	R1 40.30%	R7 42.06%
	2-1/5-5	給水訓練の実施回数	R1 2 回/年	R7 3 回/年
	3-1	青色回転灯装着車による防犯パトロール回数	R1 46 回	R7 48 回
	3-1	見守りカメラ設置台数	R1 0 基	R4 30 基

施策分野	リスクシナリオ 番号	重要業績指標（KPI）	現状値	目標値
保健医療・ 福祉	2-6	診療体制維持のために確保する診療科数	R1 3科	R7 3科
	2-7	高齢者インフルエンザ予防接種の接種率	R1 53.5%	R7 60.0%
	2-7	感染予防マスクの備蓄充足率 100%の維持	R2 100%	R3～R7 100%
	2-6/8-2	町診療所における災害時初動マニュアルの策定	R1 未策定	R3 策定
	2-6	救急医療情報キット配布率	R1 73%	R7 80%
	2-7	感染症に係る避難所運営マニュアルの見直し	R2 策定	R3～R7 適宜見直し
	1-1/1-3/2-8	災害時要援護者台帳の更新	R1 1回/年	R3～R7 1回/年
	1-1	要援護者宅の家具固定実施件数 (累計)	R1 101件	R7 200件
エネルギー	2-4	災害時燃料供給マニュアルの策定	R1 未策定	R3 策定
	3-3	指定避難所における発電機の配備率	R1 77%	R7 100%
情報通信	4-2	情報伝達（J-ALERT）訓練の実施回数	R1 4回/年	R3～R7 4回/年
	1-3/1-5/4-2	情報提供体制に係る基本計画策定	R1 未策定	R3 策定
産業構造	5-1/5-2/5-4/8-2/8-5	中小企業・小規模企業における事業継続力強化計画の策定件数	R1 ー件	R7 50件
農林水産	6-1	事前伐採の実施 (伐採本数・整備延長)	R1 ー本・m	R3～R7 1,100 本・300m/年
	1-4/7-3/7-4	森林整備（間伐）の実施面積	R1 340ha/年	R3～R7 450ha/年
	7-4	森林作業道の開設延長	R1 4,967m/年	R3～R7 6,000m/年
	1-4/5-4/7-3	ため池劣化状況調査及び地震・豪雨耐性調査の実施	R1 0箇所	R7 21箇所
	7-4	野生鳥獣による農水産物被害金額	R1 3,953千円	R4 3,593千円
環境	2-7	生活排水処理施設整備率	R1 68.20%	R7 69.53%
	2-7	公共下水道加入率	R1 77.12%	R7 79.78%
	6-3	合併処理浄化槽の整備率	R1 60.57 %	R7 61.76 %
	8-1	災害廃棄物処理訓練の実施回数	R1 1回/年	R7 2回/年

施策分野	リスクシナリオ 番号	重要業績指標（KPI）	現状値	目標値
土地利用	8-4/	地籍調査登記済面積	R1 6.09 km ²	R7 7.48 km ²
リスク コミュニケ ーション	1-4	土砂災害ハザードマップを使った啓発	R2 作成配布	R3～R7 1回/年
	2-8	地区活動、健康教室での周知啓発の回数	R1 0回/年	R3～R7 6回/年
	2-1/2-8	家庭内備蓄に係る啓発の実施回数	R1 1回/年	R3～R7 1回/年
	1-3	洪水ハザードマップを使った啓発	R2 作成配布	R3～R7 1回/年
人材育成	1-1/2-3	地区防災訓練の実施回数	R1 0回	R3～R7 2回/年
	1-1	自主防災組織の防災訓練実施回数	R1 ー回	R3～R7 1回/組織・年
	7-2/8-4	被災宅地危険度判定士の養成	R1 9人	R7 10人
老朽化対策	2-1/2-2/ 2-4/2-5/ 2-6/3-3/ 4-2/5-1/ 5-2/5-3/ 6-4/7-1	長寿命化修繕橋梁数	R1 11橋	R7 31橋

用語説明

【あ】

医療リソース

医師、看護師、技師等の人的リソースと、医薬品、医療機器、医療施設等の物的リソースからなる。

液状化

地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動によって液体状になる現象。比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたりする一方、地中の比重の小さい構造物（下水道管等）が浮き上がったりする。

エコノミークラス症候群

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていると、血行不良が起こり、血液が固まりやすくなる。その結果、血栓が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを起こすこと。

AI

学習・推論・判断といった人間の知能のもつ機能を備えた人工知能のこと。

SIP4D

内閣府が主導する「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」の一環として、災害対応に必要とされる情報を多様な情報源から収集し、利用しやすい形式に変換して迅速に配信する機能を備えた、防災情報の基盤的流通を担う仕組みのこと（「府省庁連携防災情報共有システム」）。

SNS

インターネット上でコミュニティを作り、人間関係の構築を促進するサービスのこと。Facebook、LINE、Twitter など様々なサービスがある。

応急仮設住宅

地震や土砂災害などによって居住できる住家を失い、自らの資金では住宅を新たに得ることができない人に対し、行政が貸与する仮の住宅。

【か】

帰宅困難者

勤務先や外出先等で地震などの自然災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった人々。

緊急輸送道路

大規模な地震等の災害が発生した場合に、救命活動や物資輸送を円滑に行うために、国・県・市町村などが事前に指定する道路。

グリーンインフラ

自然の持つ多様な機能を活用したインフラや土地利用のことで、環境保全、防災・減災や地域振興などの機能を有するもの。農地保全や森林整備による雨水流出抑制なども含まれる。

洪水ハザードマップ

はん濫等による人的被害を防ぐため、浸水情報および避難に関する情報を住民にわかりやすく示したマップのこと。浸水想定区域のほか、洪水予報等の伝達方法や避難場所、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載する。

国土強靱化基本法

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の略称。国民の生命と財産を守るために、事前防災・減災の考え方に基づき、強くしなやかな国をつくる「国土強靱化」の総合的・計画的な実施を目的とする法律（平成 25 年法律第 95 号）。

【さ】

災害廃棄物

地震や土砂災害などの災害に伴って発生する廃棄物のこと。倒壊・破損した建物などのがれきや木くず、コンクリート等をいう。

災害ボランティア

大規模な災害の発生時に、全国から駆けつけるボランティア（自発的に他人・社会に奉仕する人または活動のこと）。

サプライチェーン

製造業で、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称。供給網。

J-ALERT

「全国瞬時警報システム」と呼ばれるもので、地震をはじめとする大規模災害や、武力攻撃事態又は存立危機事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報について通信衛星を利用して、瞬時に地方公共団体に伝達するとともに、地域衛星通信ネットワークに接続された同報系防災行政無線（防災行政無線）や有線放送電話を自動起動させ、サイレンや放送によって住民へ緊急情報を伝達するシステム。

自立・分散型エネルギー

従来の大規模な集中型の発電所等による電力供給に対し、地域で必要とされるエネルギーは地域でつくるというシステム。

脆弱性（ぜいじゃくせい）

もろくて弱い性質。元々コンピュータのセキュリティ上の不具合を脆弱性と呼んでいたが、災害に対するハード・ソフト面での弱さにも当てはめて使用している。

【た】

耐震性貯水槽

大規模災害によって水の供給が停止した時に、安全な貯水槽に水を貯え、火災発生時に消火用水に利用するもの。飲料水兼用の耐震性貯水槽もある。

透過型砂防堰堤

平常時に土砂を流下させることが可能で、流木等を捕捉又は洪水中の土砂流出（ピーク）を調節する目的で設置される構造物。

道路啓開

大規模災害では、応急復旧を実施する前に救援ルートを確保することが必要であり、緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けること。

【な】

二次災害

災害や事故等が起こった際に、それに派生して起こる災害のこと。地震の後の火災など。

【は】

ハザードマップ

自然災害による被害が予測される区域や災害の程度のほか、危険を回避するための避難場所、避難経路等の必要な防災情報を分かりやすく地図上に示したもの。

非構造部材

建築物を構成する部材のうち、天井材、窓ガラス、照明器具、空調設備など建物のデザインや居住性の向上などを目的に設置される部材。

被災建築物応急危険度判定士

大地震での二次災害を防ぐために、被災した建物を調べ、余震による倒壊や部材の落下などの危険性を判定することができる資格をもった人。

被災宅地危険度判定士

大規模な地震・大雨などで被害を受けた宅地を調査し、二次被害の危険度を判定することができる資格をもった人。地方公共団体の要請に応じて、宅地の亀裂などの被害状況を調べる。

BCP

災害時に人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下で、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた計画（業務継続計画）。

複合災害

2つ以上の災害がほぼ同時期または復旧中に発生すること。複合災害が発生した場合、被害が深刻となり、復旧が長期化する傾向がある。

福祉避難所

災害時に、一次避難所での避難生活が困難で、特別な支援を必要とする高齢者や障がい者などを対象に設けられる町指定の二次避難所をいう。

防災行政無線

屋外拡声器や戸別受信機を介して、町役場から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステム。

【や】

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のこと（災害対策基本法第8条2項15号）。

【ら】

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

基本目標や事前に備えるべき目標を達成できない状態を引き起こす、目標を妨げる事態。

別紙 1 脆弱性評価結果

1. リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- 倒壊のおそれのある 1981 年（昭和 56 年）5 月 31 日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行う必要がある。【町】
- 不特定多数の者が利用する物販店舗、庁舎等の大規模建築物について耐震化を進めるとともに、大規模空間建築物の天井の脱落等を防止するための対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。【県・町・民間】

(学校施設の耐震化等)

- 小中学校について、非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。【町】
- 窓ガラス及び照明器具の飛散防止を行う必要がある。【町】

(社会福祉施設の耐震化)

- 災害時要援護者の安全を確保するため、障がい福祉サービス施設、高齢者関係施設、児童福祉施設等の耐震化を促進する必要がある。【町・民間】

(沿道構造物の倒壊防止等)

- 避難行動中の路上での二次被害を防止するため、沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板・窓ガラス等の落下防止等について促進する必要がある。【町・民間・地域】

(避難路等の整備)

- 大規模地震が発生した場合に、迅速かつ円滑な避難が行われるため、避難路等の整備に向けた支援を行う必要がある。【町】

(災害対策本部における体制の確保・強化)

- 施設等の倒壊による人的被害を最小限に抑え、救助機関と連携した応急対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る必要がある。【県・町】

(災害対応機関等の対応能力向上)

- 大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る必要がある。【県・町・警察・紀勢地区広域消防組合】

（広域的な連携体制の構築）

○防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急体制の充実を図るとともに、国や県、近隣市町との訓練を通じて、応援・受援などの連携強化を図る必要がある。【国・県・町・紀勢地区広域消防組合】

（継続的な防災訓練や防災教育等の推進）

○家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。【町・民間・地域・紀勢地区広域消防組合】

（住民による自発的な防災活動の促進）

○消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民による自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。【町・地域】

1－2 市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

（災害対応機関等の対応能力向上）

○大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・搜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る必要がある。【県・町・民間・地域・警察・紀勢地区広域消防組合】

（常備消防・消防団の充実強化）

○消防の災害対応能力強化のための施設整備や広域支援体制及び救急搬送体制の整備などを支援し、常備消防の充実強化を促進する必要がある。【町・紀勢地区広域消防組合】
○消防団等の充実強化を促進する必要がある。【町・地域】

（狭あい道路の整備促進）

○大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るために、町が実施する狭あい道路の拡幅整備等を促進する必要がある。【町】

1－3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

（河川の整備）

○河道掘削や護岸の整備・機能強化等の対策等を進める必要がある。【県・町】

（河川・砂防施設の点検と対策）

○河川・砂防施設を常時良好な状態に保つために、施設の点検を行い、施設の異常に対して対策措置を講じる必要がある。【県・町】

（ハザードマップの作成）

○洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップ等の作成を進める必要がある。【町】

(職員の人材育成)

- 「防災の日常化」に取り組む職員の育成をめざして、防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、訓練を実施する必要がある。【町・紀勢地区広域消防組合】

(情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化)

- 災害発生時に被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、非常時の通信手段となる防災行政無線を適正に維持管理する必要がある。【町】
- 住民の迅速な避難行動を促すため、防災みえ.jp やメール、SNS、AI の活用など情報提供手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進に取り組む必要がある。【県・町・民間・地域・紀勢地区広域消防組合】

(災害対応機関等の対応能力向上)

- 大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る必要がある。【県・町・警察・紀勢地区広域消防組合】

(総合的な治水対策の推進)

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」を推進する必要がある。【国・県・町】

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(適切な災害情報の提供)

- 防災行政無線について適正に維持管理していく。また、防災みえ.jp やメール、SNS、AI の活用など情報提供手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進に取り組む必要がある。【県・町・民間・地域・紀勢地区広域消防組合】

(土砂災害防止施設の整備)

- 土砂災害が発生した場合には、人家への被害のみならず、公共施設や重要交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備等の土砂災害防止施設の整備を推進する必要がある。【国・県・町】

(警戒避難体制整備等のソフト対策)

- 土砂災害危険度情報などの活用により、町における土砂災害ハザードマップの作成や避難勧告等の的確な発令を図っていく必要がある。【町】

(治山施設の整備、自然と共生した森林づくり)

- 森林が持つ土砂流出防止等の防災機能を発揮させるため、山腹崩壊等の復旧と予防対策を進めるとともに、治山ダムの設置や間伐等の森林整備を進める必要がある。【国・県・町・民間】

○森林整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。【国・県・町・民間】

(ため池の耐震化等)

○農業用ため池のうち、老朽化が著しく、大規模地震・豪雨等で決壊した場合に人命等に被害が及ぶ施設について耐震化等を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を促進する必要がある。【県・町・民間・地域・紀勢地区広域消防組合】

○農業者の減少や高齢化の進行などにより、管理組織が脆弱化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれがあることから、管理体制の強化を促進する必要がある。【町・地域】

(住民による自発的な防災活動の促進)

○学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。【町・民間・地域・紀勢地区広域消防組合】

(災害対応機関等の対応能力向上)

○大規模な土砂災害等を想定した避難訓練の実施など実践的な訓練を実施する必要がある。【県・町・民間・地域・紀勢地区広域消防組合】

○大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る必要がある。【県・町・民間・地域・警察・紀勢地区広域消防組合】

1－5 避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生

(情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化)

○災害対策本部において映像や画像を活用した災害情報を収集するための体制や、公共土木施設や建築物の被災状況を迅速に収集するための体制の確保に取組む。【県・町】

○防災行政無線を適正に維持管理していく必要がある。【町】

○防災みえ.JPやメール、SNS、AIの活用など情報提供手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進に取組む必要がある。【県・町・民間・地域・紀勢地区広域消防組合】

(災害対策本部における体制の確保・強化)

○避難行動の遅れ等による人的被害を最小限に抑えるための情報収集・伝達を行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る必要がある。【県・町】

(避難体制整備の支援)

○避難行動につながる情報を迅速に伝達するため、水防情報や土砂災害警戒情報の提供などによる警戒避難体制整備の支援を推進する必要がある。【国・県・町】

2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2—1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(物資輸送ルートの(陸路)確保)

- 災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、道路の整備促進及び道路ネットワークの形成を図る必要がある。【国・県・町】
- 緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を推進する必要がある。【国・県・町】

(物資輸送ルート(空路)の確保)

- 空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの受入対策など、緊急輸送体制の整備を進める必要がある。【町】

(迅速な道路啓開の態勢整備)

- 国、県、近隣市町、建設企業との連携のもと、迅速な道路啓開の態勢整備を推進する必要がある。【国・県・町・民間】

(水道施設の耐震化等)

- 大規模地震による被害を最小限に留めるよう、水道施設の耐震化を進める必要がある。【町】
- 「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、市町の応急給水体制について、事前に情報の共有を図る必要がある。【県・町】
- 緊急時において、それぞれの給水区域で水道水を相互融通できるよう施設を整備しておく必要がある。【町】

(燃料の備蓄の促進)

- 学校や病院において、燃料備蓄の活用、自家発電設備、コジェネレーションシステム等の導入等を促進する必要がある。【町・民間】

(各家庭における備蓄量の確保)

- 水や食料など個人備蓄に係る意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施する必要がある。【町・民間・地域】

(近隣市町、民間事業者等と連携した物資調達・供給体制の構築)

- 災害時に物資を受入れ、被災者の支援を効果的に行うため、受援体制づくりを進める必要がある。【県・町】
- 民間事業者等との災害時における広域連携・支援体制を確立するため、協力協定の締結・拡充を進める必要がある。【県・町・民間】

(交通渋滞の回避)

- 通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、住民の理解と協力を促していく必要がある。【県・町・地域】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備)

- 災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を推進する必要がある。【国・県・町】
- 地震による地域の孤立を防ぐため、避難路となる道路上にある橋梁の耐震化を推進する必要がある。【町】
- 災害時においては、空からのアクセスも可能となるよう、離着陸場となる地点の指定等を行うとともに、必要な装備の整備を進めておく必要がある。【町】

(雨量規制区間の代替ルートの確保)

- 台風や集中豪雨による地域の孤立を防ぐため、雨量規制区間の代替ルートの確保に向けた道路の整備や交通規制情報等を適切に提供する対策を推進する必要がある。【国・県・町】

(拠点となる指定避難所の機能強化への支援等)

- 災害時における集落の孤立可能性について把握するとともに、拠点となる指定避難所の機能強化を図る必要がある。【町】

(災害発生時に避難路となる林道、農道の整備)

- 農山村地域において、集落と幹線道路等を結ぶ避難路として重要となる林道、農道の整備を進める必要がある。【県・町】

(災害発生後の機動的・効率的な活動の確保)

- 災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化を行うとともに、孤立地域の把握等を含めた被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、災害時の情報収集の強化を図る必要がある。【町】

(民間備蓄等との連携)

- 災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める必要がある。【町・民間】

(被災による機能低下の回避)

- 通常業務のうち継続又は早期復旧の必要のある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、業務継続計画（BCP）の実効性を確保していく必要がある。【町】

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(救助機関の災害対応力強化)

- 防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急態勢の充実を図る必要がある。【県・町・警察・紀勢地区広域消防組合】

(災害対応能力の向上)

- 大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・搜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資

機材の整備により災害対応能力の向上を図る必要がある。【県・町・警察・紀勢地区広域消防組合】

（常備消防の充実強化）

○消防の災害対応能力強化のための施設整備や広域支援体制及び救急搬送体制の整備などを支援し、常備消防の充実強化を促進する必要がある。【町・紀勢地区広域消防組合】

（災害医療の体制整備）

○発災時に災害拠点病院等が連携して円滑に医療を提供できる体制及び災害医療コーディネーターによる災害医療のコーディネート機能が十分に発揮されるための体制を整備する必要がある。【県・町・民間（医療機関）】

（消防団員等の人材育成）

○災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防団員に対する教育訓練を実施する必要がある。【町・地域】

○自主防災組織による活動を活性化するため、リーダー研修を実施する必要がある。【町・地域】

（合同訓練等の実施）

○住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応力向上を図る必要がある。【町・地域・警察・紀勢地区広域消防組合】

（警察施設、消防施設の耐震化等）

○大規模災害発生時に、警察、消防機関が機能するため、施設の耐震化を進める必要がある。【県・町・警察・紀勢地区広域消防組合】

（広域連携の強化）

○災害応急対策活動における応援・受援の拠点となる広域防災拠点の整備・機能強化に取り組むとともに、災害時の支援等に係る協定の活用、災害ボランティア等の受入体制の整備などの取組を進める必要がある。【県・町・民間・警察・紀勢地区広域消防組合】

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

（災害時の石油類燃料の確保）

○石油類燃料供給に関する協定を三重県石油商業組合 大台支部と締結しているが、発災時に供給を受けるための手順（マニュアル）の策定や、連携訓練に取り組む必要がある。【町・民間】

（インフラの整備・保全）

○エネルギー供給を支えるインフラの被災リスクを軽減するため、道路の防災対策や洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。【国・県・町】

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱

（インフラの整備・保全）

○帰宅に必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災対策や洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。

【国・県・町】

（代替輸送手段の確保等）

○帰宅困難者（観光客を含む）や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等との協定の活用を図るなど、災害時における輸送手段の確保を図る必要がある。【町・民間】

（観光地の防災対策）

○観光事業者や観光関係団体、町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための先進事例の共有や課題検討等を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する必要がある。【町・民間】

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

（適切な医療機能の提供）

○災害医療支援病院等が機能不全に陥らないよう、耐震対策の実施や、医療従事者の確保に向けた取組を進めるとともに、電源、水、医薬品等について平常時から確保しておく、又は確保できる体制を整備する必要がある。【県・町・民間】

○災害時においても病院が継続して医療を提供できるよう、病院が BCP の考え方に基づく病院災害対応マニュアルを整備する必要がある。【県・町・民間】

（介護保険施設の相互支援協定の締結促進）

○災害時において、施設間で入所者の避難等の相互支援が円滑に行われるよう、相互支援協定の締結を促進する必要がある。【町・民間】

（インフラの着実な整備・保全）

○災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を推進する必要がある。【国・県・町】

（医療リソースの需要軽減）

○相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減させていく必要がある。【町・地域】

（医療に必要な水の確保）

○人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平時から水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築していく必要がある。また、下水道が使用できない場合にも備える必要がある。【町・民間】

（負傷者の搬送先の確保）

- 多数の負傷者が発生した際、重症度に応じた搬送先を確保するため医療機関と連携し体制を整備する必要がある。【県・町・民間】

（災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入態勢の整備）

- 災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受け入れ態勢の整備に取り組む必要がある。【国・県・町】

（被災時の適切な活動体制の整備・人材育成）

- 被災地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、保健医療活動が適切に行える体制を構築する必要がある。【県・町・民間】

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（感染症の発生・まん延防止）

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。【町】
- 消毒を行うための体制等を構築しておく必要がある。【町】

（避難者の感染症対策）

- 避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、O157 などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保っていく必要がある。【町・地域】
- 避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画しておく必要がある。【町】

（感染症の拡大・まん延期における避難対策）

- 新型コロナウイルス感染症のように、広範囲で感染症の拡大・まん延が続いている状況において災害が発生した場合に備えて、近隣市町と連携し、指定避難所以外の避難所の開設等、避難者が密集しない十分なスペースを確保できるよう準備を行う必要がある。【県・町】
- マスクや消毒液など感染症対策として必要な資材を確保しておく必要がある。【町】

（一般廃棄物の適正かつ迅速な処理）

- ごみやし尿などの一般廃棄物処理施設の環境衛生保全のために、老朽化対策と合わせ、必要な施設の耐震化や非常用電源の整備等災害対応力強化の推進を図る必要がある。【町・構成町】

（下水道業務継続計画（下水道 BCP）の更新・拡充）

- 大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画（下水道 BCP）の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高める必要がある。【町】

（医療活動を支える取組の推進）

- 医療活動を支える取組を着実に推進する必要がある。【町・民間】

（衛生管理に必要な物品の確保）

- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。【町・民間】

2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

（避難所における良好な生活環境の確保）

- 避難所等における生活ニーズに対応できるよう、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。【町】
- 屋内運動場等の天井等落下防止対策などの非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保を優先して進めるとともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化、空調設備の整備など、避難所としての防災機能も強化していく必要がある。【町】

（要配慮者への対応）

- 乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等も配慮した避難所運営マニュアルの策定を促進する必要がある。【町】
- 要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要がある。【町・民間】

（住民による自発的な防災活動の促進）

- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民による自発的な防災活動に関する計画策定を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。【町・民間・地域】

（避難所における必要物資の確保）

- 水道の応急対策の強化、危機時における雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、避難所への円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進める必要がある。【町】
- 被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める必要がある。【町・地域】

（避難所以外での避難者に対する支援）

- 車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、近隣市町等との連携スキームの構築を推進する必要がある。【県・町】
- 迅速な被災者支援のため、被災者台帳作成の事前準備を進める必要がある。【町】

（被災者のケア体制の構築）

- 感染症の流行やエコノミークラス症候群、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、メンタルの問題等から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、町、医

療関係者、NPO、地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。【町・民間・地域】

（防災拠点の耐震化）

○災害時に防災拠点となる庁舎等について耐震化を進め、庁舎の被災による行政機能の低下を招かないようにする必要がある。【町】

（被災時の医療確保）

○かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、他の医療機関で被災者の投薬歴等を参照し、適切な処置が行われるようにする必要がある。【県・町・民間】

（発災後の住まいの多様な供給に向けた取組）

○住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に町が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて周知していく必要がある。【町】

○応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある。【町】

（被災者の生活支援に向けた取組）

○避難所から仮設住宅、復興住宅へのように、被災者の生活環境が変化することにより生じる課題に対応し、被災者が各環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供していく必要がある。【町・地域】

3) 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化

（被災による警察機能低下の回避）

○被災による警察機能の低下防止に向け、警察施設の耐災害性の向上や装備資機材の充実強化を図るとともに、実災害を想定した実戦的な訓練や関係機関との合同訓練の実施による災害対処能力の向上、防災関係機関等相互の連携強化を図り、治安の悪化に対応する体制づくりを進める必要がある。【県・警察・町】

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

（交通渋滞・交通事故の回避）

○大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞や交通事故を回避する必要がある。【県・町】

（安全かつ円滑な道路交通の確保）

○交通情報を集約し、迅速かつ的確な交通規制を実施するなど、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する必要がある。【県・町】

○一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する必要がある。【県・町】

3-3 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(災害対策本部の体制整備等)

○災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電・断水を想定した庁舎自家発電施設の燃料や水の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める必要がある。【町】

○災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できる態勢を整備する必要がある。【町】

(避難所での電力の確保)

○電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。【町】

(周辺インフラの整備・保全)

○周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策、洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を推進する必要がある。【国・県・町】

(被災による機能低下の回避)

○災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集・伝達手段の確保等をするとともに、民間企業、地域の専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、さまざまな事態を想定した教育及び明確な目的をもった合同訓練等を継続していく必要がある。【町・紀勢地区広域消防組合】

(外部からの支援による業務継続体制の強化)

○職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めていく必要がある。【県・町】

4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持)

○停電を想定した庁舎自家発電施設の燃料の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める必要がある。【町】

(インフラの整備・保全)

○停電発生時における公共土木施設の機能維持に必要な停電対策や、地域の電力安定供給のため公共土木施設の節電対策を推進する必要がある。【県・町・民間】

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化)

○災害対策本部において映像や画像を活用した災害情報を収集するための体制や、公共土木施設や建築物の被災状況を迅速に収集するための体制の確保に取り組む必要がある。

【町】

○防災行政無線について適正に維持管理していく必要がある。さらに、防災みえ.JP やメール、SNS、AI の活用 など情報提供手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進に取り組んでいく必要がある。【県・町・民間・地域】

(道路の被災に起因する交通渋滞の回避)

○橋梁耐震化、斜面对策等により、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。【国・県・町】

(救助機関の災害対応力強化)

○大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。【県・町・紀勢地区広域消防組合】

(情報通信機能の耐災害性の強化)

○通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める必要がある。

【県・町】

(記憶媒体損失の回避)

○システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する必要がある。【町】

5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(企業における事業継続計画 (BCP) 策定の促進)

○事業者等における自主的な防災対策を促すため、啓発活動等により、事業継続計画 (BCP) 等の策定を促進する必要がある。【町・民間】

(インフラの整備・保全)

○道路の防災対策や洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。【国・県・町】

(企業による事業継続の取組促進)

○企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、地域の具体的な被害予測等のきめ細かな情報の提供を行うとともに、相談窓口等の体制を整える必要がある。【町・民間】

(企業防災に関する人材育成)

○中小企業・小規模企業による事業継続計画 (BCP) 等の策定を促進するため、防災・減災の専門知識を備えた人材の育成・確保を進める必要がある。【町・民間】

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

（企業における事業継続計画（BCP）策定の促進）

- 事業者等に対してエネルギー供給が停止した際に備えた自主的な防災対策を促すため、啓発活動等により、事業継続計画（BCP）等の策定を促進する必要がある。【町・民間】

（燃料供給ルート（陸路）の確保）

- 災害発生時に人員や物資など緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を推進する必要がある。【国・県・町】
- 迅速な道路啓開を展開できる態勢を確保するとともに、被災した公共土木施設に対する応急復旧態勢を強化する必要がある。【国・県・町】

（燃料供給ルート（空路）の確保）

- 空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの受入対策など、緊急輸送体制の整備を進める必要がある。【町】

（ライフラインに係る防災対策の推進）

- 災害時における地域のエネルギー拠点となるサービスステーション等の災害対応力の強化を、訓練等を通じて促進する必要がある。【町・民間】
- 燃料供給のサプライチェーンの維持のため、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を行う必要がある。【町・民間】

（自立・分散型エネルギーの導入促進）

- 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進等を通じ、自立・分散型エネルギーの導入を促進することにより、エネルギー供給源の多様化・分散化を図ることで、災害リスクを回避・緩和させる必要がある。【町・民間・地域】

5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

（発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備）

- 災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、斜面崩落防止対策、盛土補強等を推進するとともに、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する必要がある。【国・県・町】

（輸送機関相互の連携・代替性の確保）

- 公共交通の分断に関して、現状で代替機能が不足することも想定されるため、輸送機関ごとの代替性の確保とともに、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討する必要がある。【町・民間】

(的確な交通情報の提供)

○万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供していく必要がある。【国・県・町】

(幹線交通分断の回避)

○幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開の計画策定、道路啓開に係る連携強化、農林道その他迂回路となりうる道の情報把握と共有、交通安全施設等の整備等を進めていく必要がある。【国・県・町】

5-4 食料等の安定供給の停滞**(食品産業事業者等の事業継続計画（BCP）の策定)**

○事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、啓発活動等により、事業継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。【町・民間】

(食品産業や関連産業事業者（運輸、倉庫等）との協力体制の拡大)

○災害時における広域連携・支援体制を確立するため、食品産業事業者や関連産業事業者（運輸、倉庫等）との協力協定の締結・拡充を進める必要がある。【町・民間】

(農林業に係る生産基盤等の災害対応力強化)

○被災農地の早期復旧と営農再開に向けて、関係事業者等の BCP の策定を進める必要がある。【町・民間・地域】

○農地や一般公共施設等に被害を及ぼすおそれのある土地改良施設（ため池・排水機場・頭首工等）について、必要な機能保全対策等を行う必要がある。【県・町・民間】

5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響**(水道事業者間における連携の強化)**

○上水道の耐震化を進めるとともに、町や水道事業者間等との連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。【町・民間】

(広域的な応援体制の整備及び雨水等の利用等の推進)

○大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用や再生水の利用などの水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。【国・県・町・民間】

(渇水に係る関係者による情報共有及び水資源の有効活用等の推進)

○気候変動等の影響により渇水等の高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用、危機時の代替水源としての地下水活用等の取組を進める必要がある。【国・県・町・民間】

（水道施設の機能強化）

○老朽化が進む上水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める必要がある。【町・民間】

6）ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6－1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

（発電所・送電線網等の災害対応力の強化）

○災害時におけるライフライン機能の維持確保、早期復旧を図るため、ライフライン関係機関（電力、水道）との間で、各機関の災害対策について情報の共有を図る必要がある。【民間】

（災害からライフラインを守る事前伐採の推進）

○倒木による電線等の寸断を未然に防止するために、近隣市町や電力会社等と連携して、災害からライフラインを守る事前伐採の取組を進める必要がある。【県・町・民間】

（自立・分散型エネルギーの導入促進）

○エネルギー供給源の多様化・分散化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。【町・民間・地域】

6－2 上水道等の長期間にわたる機能停止

（上水道施設の耐震化等）

○大規模地震による被害を最小限に留めるよう、水道施設の耐震化を促進する必要がある。【町】

○水道施設は経年による老朽化が進行しつつあるため、老朽施設を計画的に更新し、機能向上を図る必要がある。【町】

○配水管は経年による老朽化が進んでいることから、経年管を更新し、耐震化等に努め、給水の安定化を図る必要がある。【町】

（関係機関との連携及び水資源の有効活用等の推進）

○大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災・減災の担い手確保等、TEC-FORCE 等との連携強化、地下水の危機時における代替水源に関する検討を進めるとともに、雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。【国・県・町・民間】

（上水道施設の洪水対策等）

○上水道施設が被害を受けないよう、洪水対策等を進める必要がある。【国・県・町】

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の老朽化対策)

○今後、老朽化の進行が見込まれる下水道施設に対して、計画的な点検、調査を行い、必要となる改築・更新を実施するなど施設の健全性を維持する必要がある。【町】

(下水道業務継続計画（下水道 BCP）の更新・拡充）

○下水道業務継続計画（下水道 BCP）の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高める必要がある。【町】

(汚水処理施設の耐震化)

○災害時に発生するし尿等を適切に処理できるよう、生活排水処理施設の耐震診断を実施し、必要に応じて施設の耐震化を進める必要がある。【町・構成町】

(合併浄化槽への転換促進)

○老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。【町・民間】

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

(輸送機関の確保)

○災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送機関ごとの代替性の確保とともに、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討を進める必要がある。【国・県・町・民間】

(必要なインフラの整備・保全)

○災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送ルートを確認するため、道路の地震・洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策や施設の老朽化対策を進める必要がある。【国・県・町】

(落石等の危険がある要対策箇所の点検と対策)

○豪雨等による災害や道路冠水による通行止めなどを未然に防止するため、落石等の危険がある要対策箇所や冠水が想定される箇所の点検を実施し、変状等が確認された箇所の必要な対策を実施する必要がある。【国・県・町】

(道路啓開態勢の整備)

○発災後、地域交通ネットワークの途絶からの復旧のための迅速な道路啓開の展開に向けて、国・近隣市町・建設企業との連携した訓練の実施を図る必要がある。【国・県・町・民間】

(被災による機能低下の回避)

○大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、町の業務継続計画（BCP）を適宜見直すとともに、装備資機材の充実強化を図る必要がある。【町】

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

（緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）との連携）

○大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災・減災の担い手確保、TEC-FORCE との連携強化、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催、技術支援等を進める必要がある。【国・県・町】

（関係機関との情報共有）

○国の総合防災情報システム、統合災害情報システム、SIP4D 等を活用し、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。【国・県・町・紀勢地区広域消防組合】

7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

（救助活動能力（体制、装備資機材、人材）の充実強化）

○常備消防力の強化のための連携・協力や広域化の推進、耐震性貯水槽など消防施設の整備、広域支援体制及び救急搬送体制の整備などを支援し、救助活動能力を充実強化する必要がある。【県・町・紀勢地区広域消防組合】

○消防団員、自主防災組織リーダーの教育訓練の充実強化を図る必要がある。【町・地域】

（住宅・建築物等の耐震化）

○住宅・建築物の耐震化について、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援を行うなど耐震化を促進していく必要がある。【町・民間・地域】

（各種施設の耐震化等）

○耐震化の進んでいない公共施設等について、耐震化を進めていく必要がある。【町・民間】

○天井等非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める必要がある。【町・民間】

（緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備）

○道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、道路の橋梁耐震化、斜面崩落防止対策、盛土補強対策等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる道路の整備、緊急車両の進入路の整備等を進める必要がある。【国・県・町】

（水道の耐震化等）

○地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、上水道施設の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進めていく必要がある。

【町】

（災害対応機関等の対応能力向上）

○住民参加による防災力の向上及び災害対応機関等相互の連携を強化することを目的として、大規模火災の発生を想定した避難訓練の実施など実践的な訓練を実施する必要がある。【町・民間・地域・紀勢地区広域消防組合】

○大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る必要がある。【県・町・民間・地域・警察・紀勢地区広域消防組合】

（広域的な連携体制の構築）

○災害対応機関等との連携強化を推進することにより、大規模火災発生時の応急体制の充実を図るとともに、国や県との訓練を通じて、応援・受援などの連携強化を図る必要がある。【国・県・町・警察・紀勢地区広域消防組合】

7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺

（沿道の建物倒壊対策）

○緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、不特定多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物について、耐震化を促進する必要がある。【県・町・民間】

（住宅・建築物等の耐震化）

○倒壊のおそれのある1981年（昭和56年）5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、耐震性が不足する場合は、耐震改修のための設計・工事への支援を行う必要がある。【町】

○不特定多数の者が利用する物販店舗等の大規模建築物について、耐震化を進める必要がある。【県・町・民間】

（災害情報の収集・活用）

○被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、先端技術により収集した映像・画像の災害情報を活用する必要がある。【県・町】

（沿道構造物の倒壊防止等）

○沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、ブロック塀等の倒壊、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める必要がある。【県・町・民間】

（被災建築物応急危険度判定士の養成）

○大規模地震の際に、被災した建築物が余震などにより倒壊し被害にあう二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定を行う判定士を養成する必要がある。【県・町・民間】

(被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保)

○被災建築物応急危険度判定コーディネーターは、大規模地震後、被災建築物応急危険度判定を実施する際に、判定実施本部と判定士との連絡調整役を担うことから、判定実施主体となる必要人数を確保する必要がある。【県・町・民間】

(被災宅地危険度判定士の養成)

○宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害を防止する目的で被災宅地危険度判定を実施するために、判定士を養成する必要がある。【県・町・民間】

(緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）との連携)

○国による地方公共団体等への支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE との連携強化を進める必要がある。【国・県・町】

(狭あい道路の整備促進)

○大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るため、町が実施する狭あい道路の拡幅整備等を行う事業を促進する必要がある。【町】

7-3 ため池の損壊・機能不全等

(ため池の耐震化等)

○農業用ため池のうち、老朽化が著しく、大規模地震等で決壊した場合に人命等に被害が及ぶ施設について、耐震化等を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を促進する必要がある。【県・町・民間・地域・紀勢地区広域消防組合】

○農業者の減少や高齢化の進行などにより、管理組織が脆弱化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれがあることから、管理体制の強化を図る必要がある。【町・地域】

(ハードとソフトを組み合わせた対策)

○地滑り対策などについて、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を行う必要がある。【国・県・町】

(森林の適正な管理や総合的かつ効果的な治山対策)

○災害に強い森林づくりをめざして、航空レーザ測量の成果を生かしつつ、森林の適正な管理を推進する必要がある。【国・県・町】

○山地災害については、発生のおそれの高い箇所的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木災害への対応強化を進める必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。【国・県・町・民間】

(救助活動能力（体制、装備資機材、人材）の充実強化)

○消防団等の活動能力強化を促進していく必要がある。【町・地域】

○身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。【町・民間・地域】

7-4 農地・森林の被害による荒廃

（野生鳥獣による農地被害の防止対策）

○野生鳥獣による農作物被害は、営農意欲の減退となり荒廃農地が増え周辺農地に悪影響を及ぼしており、野生鳥獣被害防止対策に取り組む必要がある。【町・地域】

（適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策）

○森林が有する国土保全機能を高めるため、間伐等の森林整備や、基盤となる作業道等の整備、総合的かつ効果的な治山対策など、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。【国・県・町・民間・地域】

（自然と共生した多様な森林づくり）

○森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生を用いる等、自然と共生した多様な森林づくりを進める必要がある。【国・県・町・民間】

（土砂災害防止対策等の推進）

○土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る必要がある。【国・県・町】

○近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する必要がある。【国・県・町】

（農山村における農業・林業等の生産活動の持続）

○農山村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させる必要がある。【町・民間】

8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物の適正かつ迅速な処理）

○発災後の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うため、災害廃棄物処理に精通した人材の育成、仮置場候補地選定、関係機関・団体との連携体制整備、有害廃棄物等の処理困難廃棄物への対応方法の周知などの取組を進める必要がある。【町・民間】

（一般廃棄物の適正かつ迅速な処理）

○ごみやし尿などの一般廃棄物処理施設の環境衛生保全のために、老朽化対策と合わせ、必要な施設の耐震化や非常用電源の整備等災害対応力強化の推進を図る必要がある。【町・構成町】

○一般廃棄物の適正な収集運搬がスムーズに実施できるような体制整備を行う必要がある。【町・構成町・民間】

（災害廃棄物の広域輸送）

○災害廃棄物の他地域自治体の受入協力にあわせ、貨物鉄道の大量輸送特性を生かした災害廃棄物の広域輸送の実施について検討する必要がある。【県・町・民間】

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（建設業界との応急復旧態勢の強化）

○被災した公共土木施設への迅速な応急復旧態勢の強化を進めるため、建設業界との緊急時における協定に基づく、道路啓開を迅速に展開できる態勢の充実を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれる態勢を整える必要がある。【町・民間】

（地域のコミュニティ力の向上等）

○農林業も含めた地場産業を構成する事業者等の BCP の策定や将来の担い手育成など地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際も現在より良い形で復興させていくことができるよう、「地域コミュニティの再生」を見据えた平時からの環境づくりに取り組む必要がある。【町・民間・地域】

（復興の事前準備）

○被災後、迅速かつ的確に復興計画等を策定できるよう、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進めておく必要がある。【県・町】

（復興に向けた人材の確保）

○復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若者が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える必要がある。【県・町・民間・地域】

（災害に対応できる人材の育成）

○大規模災害の経験や教訓を現場に生かす研究とその成果を現場に生かしていく人材育成等を進める一方、各地域には多分野に精通した技術者等の育成を行う必要がある。【町・民間・地域】

（被災者の生活再建に向けた支援）

○応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある。【町・地域】

（医療機関の耐災害性の強化）

○医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失につながることを防ぐため、医療機関の耐災害性を高めていく必要がある。【県・町・民間】

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(コミュニティ力を強化するための支援)

○地域づくりやコミュニティ力を強化するための取組として、ハザードマップの作成、防災訓練等、防災の取組を充実させ、関係機関が連携しながら支援していく必要がある。

【町・地域・紀勢地区広域消防組合】

(地域コミュニティの維持・継続に配慮した震災復興に備えるための準備)

○早期に被災地の復興を進めていくためには、被災前の地域のコミュニティの継続性を念頭に置いたうえで、復興に向けたさまざまなプロセスを確立し、円滑な復興支援を行うための体制を検討していく必要がある。【町・地域】

(文化財の耐震化等の整備推進)

○石垣、復元施設等も含め、文化財及びその収蔵施設等の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。【町】

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の推進)

○災害後の円滑な復旧復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となる。このため、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた復旧・復興対策の推進や、インフラ整備の円滑化など、緊急性が高いと考えられる地区に注力するとともに、新技術の導入や基本調査の活用などを進める必要がある。【町・民間】

(建設業における人材の確保及び燃料供給のサプライチェーンの維持)

○復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、担い手不足が懸念されるため、就労環境の改善等を図る必要がある。【町・民間】

○仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持を図る必要がある。【町・民間】

(被災者の生活再建に向けた支援)

○被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に町が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知していく必要がある。【町】

○応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある。【町・地域】

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

（災害発生時の被災地外に向けた情報発信）

○災害発生時において、町内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。【町・民間・地域】

（失業対策等）

○震災後における雇用の場の創出や各種給付金・貸付金制度の活用等について検討整理する必要がある。【県・町・民間】

（災害対応力の向上）

○平時から災害の復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う対応力の向上を図る必要がある。【県・町】

（平時における各種復興ビジョンの検討）

○大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理に精通した人材の育成、仮置場候補地選定、関係機関・団体との連携体制整備、有害廃棄物等の処理困難廃棄物への対応方法の周知などの取組を進める必要がある。【県・町】

○将来の地場産業の担い手育成や、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。【町・民間・地域】

（企業における事業継続計画（BCP）策定の促進）

○大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、進捗が遅れている中小企業について重点的にBCPの策定を促進する必要がある。【町・民間】

別紙 1 脆弱性評価結果

2. 施策分野ごとの脆弱性評価結果

A 個別施策分野

A-① 行政機能

(災害対策本部における体制の確保・強化)

- 施設等の倒壊による人的被害を最小限に抑え、救助機関と連携した応急対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る必要がある。【県・町】
- 避難行動の遅れ等による人的被害を最小限に抑えるための情報収集・伝達を行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る必要がある。【県・町】

(災害対策本部の体制整備等)

- 災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電・断水を想定した庁舎自家発電施設の燃料や水の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める必要がある。【町】
- 災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できる態勢を整備する必要がある。【町】

(災害対応機関等の対応能力向上)

- 大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る必要がある。【県・町・民間・地域・警察・紀勢地区広域消防組合】
- 大規模な土砂災害等を想定した避難訓練の実施など実践的な訓練を実施する必要がある。【県・町・民間・地域・紀勢地区広域消防組合】
- 住民参加による防災力の向上及び災害対応機関等相互の連携を強化することを目的として、大規模火災の発生を想定した避難訓練の実施など実践的な訓練を実施する必要がある。【町・民間・地域・紀勢地区広域消防組合】

(常備消防・消防団の充実強化)

- 消防の災害対応能力強化のための施設整備や広域支援体制及び救急搬送体制の整備などを支援し、常備消防の充実強化を促進する必要がある。【町・紀勢地区広域消防組合】
- 消防団等の充実強化を促進する必要がある。【町・地域】

(救助活動能力(体制、装備資機材、人材)の充実強化)

- 常備消防力の強化のための連携・協力や広域化の推進、耐震性貯水槽など消防施設の整備、広域支援体制及び救急搬送体制の整備などを支援し、救助活動能力を充実強化する必要がある。【県・町・紀勢地区広域消防組合】

○消防団員、自主防災組織リーダーの教育訓練の充実強化を図る必要がある。【町・地域】

（警察施設、消防施設の耐震化等）

○大規模災害発生時に、警察、消防機関が機能するため、施設の耐震化を進める必要がある。【県・町・警察・紀勢地区広域消防組合】

（被災による警察機能低下の回避）

○被災による警察機能の低下防止に向け、警察施設の耐災害性の向上や装備資機材の充実強化を図るとともに、実災害を想定した実戦的な訓練や関係機関との合同訓練の実施による災害対処能力の向上、防災関係機関等相互の連携強化を図り、治安の悪化に対応する体制づくりを進める必要がある。【県・警察・町】

（防災拠点の耐震化）

○災害時に防災拠点となる庁舎等について耐震化を進め、庁舎の被災による行政機能の低下を招かないようにする必要がある。【町】

（被災による機能低下の回避）

○災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集・伝達手段の確保等をするとともに、民間企業、地域の専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、さまざまな事態を想定した教育及び明確な目的をもった合同訓練等を継続していく必要がある。【町・紀勢地区広域消防組合】

○大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、町の業務継続計画（BCP）を適宜見直すとともに、装備資機材の充実強化を図る必要がある。【町】

（拠点となる指定避難所の機能強化への支援等）

○災害時における集落の孤立可能性について把握するとともに、拠点となる指定避難所の機能強化を図る必要がある。【町】

（避難所における必要物資の確保）

○水道の応急対策の強化、危機時における雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、避難所への円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進める必要がある。【町】

○被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める必要がある。【町・地域】

（要配慮者への対応）

○乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等も配慮した避難所運営マニュアルの策定を促進する必要がある。【町】

○要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要がある。【町・民間】

（避難所以外での避難者に対する支援）

- 車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、近隣市町等との連携スキームの構築を推進する必要がある。【県・町】
- 迅速な被災者支援のため、被災者台帳作成の事前準備を進める必要がある。【町】

（被災者の生活支援に向けた取組）

- 避難所から仮設住宅、復興住宅へのように、被災者の生活環境が変化することにより生じる課題に対応し、被災者が各環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供していく必要がある。【町・地域】

（被災者の生活再建に向けた支援）

- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある。【町・地域】

（外部からの支援による業務継続体制の強化）

- 職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めていく必要がある。【県・町】

（広域的な連携体制の構築）

- 防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急体制の充実を図るとともに、国や県、近隣市町との訓練を通じて、応援・受援などの連携強化を図る必要がある。【国・県・町・紀勢地区広域消防組合】

（緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）との連携）

- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災・減災の担い手確保、TEC-FORCE との連携強化、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催、技術支援等を進める必要がある。【国・県・町】

（復興の事前準備）

- 被災後、迅速かつ的確に復興計画等を策定できるよう、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進めておく必要がある。【県・町】

（平時における各種復興ビジョンの検討）

- 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理に精通した人材の育成、仮置場候補地選定、関係機関・団体との連携体制整備、有害廃棄物等の処理困難廃棄物への対応方法の周知などの取組を進める必要がある。【県・町】
- 将来の地場産業の担い手育成や、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。【町・民間・地域】

（災害対応力の向上）

○平時から災害の復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う対応力の向上を図る必要がある。【県・町】

（コミュニティ力を強化するための支援）

○地域づくりやコミュニティ力を強化するための取組として、ハザードマップの作成、防災訓練等、防災の取組を充実させ、関係機関が連携しながら支援していく必要がある。

【町・地域・紀勢地区広域消防組合】

（失業対策等）

○震災後における雇用の場の創出や各種給付金・貸付金制度の活用等について検討整理する必要がある。【県・町・民間】

（土砂災害防止対策等の推進）

○土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る必要がある。【国・県・町】

○近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する必要がある。【国・県・町】

A-② 住宅・都市

（住宅・建築物等の耐震化）

○倒壊のおそれのある 1981 年（昭和 56 年）5 月 31 日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行う必要がある。【町】

○不特定多数の者が利用する物販店舗、庁舎等の大規模建築物について耐震化を進めるとともに、大規模空間建築物の天井の脱落等を防止するための対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。【県・町・民間】

○住宅・建築物の耐震化について、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援を行うなど耐震化を促進していく必要がある。【町・民間・地域】

（学校施設の耐震化等）

○小中学校について、非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。【町】

○窓ガラス及び照明器具の飛散防止を行う必要がある。【町】

（社会福祉施設の耐震化）

○災害時要援護者の安全を確保するため、障がい福祉サービス施設、高齢者関係施設、児童福祉施設等の耐震化を促進する必要がある。【町・民間】

（各種施設の耐震化等）

○耐震化の進んでいない公共施設等について、耐震化を進めていく必要がある。【町・民間】

○天井等非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める必要がある。【町・民間】

(文化財の耐震化等の整備推進)

○石垣、復元施設等も含め、文化財及びその収蔵施設等の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。【町】

(沿道の建物倒壊対策)

○緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、不特定多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物について、耐震化を促進する必要がある。【県・町・民間】

(沿道構造物の倒壊防止等)

○沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、ブロック塀等の倒壊、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める必要がある。【県・町・民間】

○避難行動中の路上での二次被害を防止するため、沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板・窓ガラス等の落下防止等について促進する必要がある。【町・民間・地域】

(水道施設の耐震化等)

○大規模地震による被害を最小限に留めるよう、水道施設の耐震化を進める必要がある。【町】

○「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、市町の応急給水体制について、事前に情報の共有を図る必要がある。【県・町】

○緊急時において、それぞれの給水区域で水道水を相互融通できるよう施設を整備しておく必要がある。【町】

○水道施設は経年による老朽化が進行しつつあるため、老朽施設を計画的に更新し、機能向上を図る必要がある。【町】

○配水管は経年による老朽化が進んでいることから、経年管を更新し、耐震化等に努め、給水の安定化を図る必要がある。【町】

○地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、上水道施設の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進めていく必要がある。【町】

(上水道施設の洪水対策等)

○上水道施設が被害を受けないよう、洪水対策等を進める必要がある。【国・県・町】

(水道事業者間における連携の強化)

○上水道の耐震化を進めるとともに、町や水道事業者間等との連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。【町・民間】

(渇水に係る関係者による情報共有及び水資源の有効活用等の推進)

○気候変動等の影響により渇水等の高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用、危機時の代替水源としての地下水活用等の取組を進める必要がある。【国・県・町・民間】

(避難路等の整備)

○大規模地震が発生した場合に、迅速かつ円滑な避難が行われるため、避難路等の整備に向けた支援を行う必要がある。【町】

(狭あい道路の整備促進)

○大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るために、町が実施する狭あい道路の拡幅整備等を促進する必要がある。【町】

(インフラの整備・保全)

○エネルギー供給を支えるインフラの被災リスクを軽減するため、道路の防災対策や洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。【国・県・町】

○帰宅に必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災対策や洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。【国・県・町】

(避難所における良好な生活環境の確保)

○避難所等における生活ニーズに対応できるよう、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。【町】

○屋内運動場等の天井等落下防止対策などの非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保を優先して進めるとともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化、空調設備の整備など、避難所としての防災機能も強化していく必要がある。【町】

(発災後の住まいの多様な供給に向けた取組)

○住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に町が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて周知していく必要がある。【町】

○応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある。【町】

(被災者の生活再建に向けた支援)

○被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に町が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知していく必要がある。【町】

Aー③ 保健医療・福祉

(災害医療の体制整備)

○発災時に災害拠点病院等が連携して円滑に医療を提供できる体制及び災害医療コーディネーターによる災害医療のコーディネート機能が十分に発揮されるための体制を整備する必要がある。【県・町・民間（医療機関）】

(被災時の適切な活動体制の整備・人材育成)

○被災地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、保健医療活動が適切に行える体制を構築する必要がある。【県・町・民間】

(医療リソースの需要軽減)

○相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等に対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減させていく必要がある。【町・地域】

(負傷者の搬送先の確保)

○多数の負傷者が発生した際、重症度に応じた搬送先を確保するため医療機関と連携し体制を整備する必要がある。【県・町・民間】

(災害派遣医療チーム (DMAT)等の受入態勢の整備)

○災害派遣医療チーム (DMAT) 及び災害派遣精神医療チーム (DPAT) の受け入れ態勢の整備に取り組む必要がある。【国・県・町】

(医療活動を支える取組の推進)

○医療活動を支える取組を着実に推進する必要がある。【町・民間】

(適切な医療機能の提供)

○災害医療支援病院等が機能不全に陥らないよう、耐震対策の実施や、医療従事者の確保に向けた取組を進めるとともに、電源、水、医薬品等について平常時から確保しておく、又は確保できる体制を整備する必要がある。【県・町・民間】

○災害時においても病院が継続して医療を提供できるよう、病院が BCP の考え方に基づく病院災害対応マニュアルを整備する必要がある。【県・町・民間】

(衛生管理に必要な物品の確保)

○避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。【町・民間】

(医療に必要な水の確保)

○人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平時から水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築していく必要がある。また、下水道が使用できない場合にも備える必要がある。【町・民間】

(医療機関の耐災害性の強化)

○医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失につながることを防ぐため、医療機関の耐災害性を高めていく必要がある。【県・町・民間】

(避難者の感染症対策)

○避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、0157 などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保っていく必要がある。【町・地域】

○避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画しておく必要がある。【町】

(感染症の発生・まん延防止)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。【町】
- 消毒を行うための体制等を構築しておく必要がある。【町】

(感染症の拡大・まん延期における避難対策)

- 新型コロナウイルス感染症のように、広範囲で感染症の拡大・まん延が続いている状況において災害が発生した場合に備えて、近隣市町と連携し、指定避難所以外の避難所の開設等、避難者が密集しない十分なスペースを確保できるよう準備を行う必要がある。【県・町】
- マスクや消毒液など感染症対策として必要な資材を確保しておく必要がある。【町】

(被災者のケア体制の構築)

- 感染症の流行やエコノミッククラス症候群、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、メンタルの問題等から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、町、医療関係者、NPO、地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。【町・民間・地域】

(被災時の医療確保)

- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、他の医療機関で被災者の投薬歴等を参照し、適切な処置が行われるようにする必要がある。【県・町・民間】

(介護保険施設の相互支援協定の締結促進)

- 災害時において、施設間で入所者の避難等の相互支援が円滑に行われるよう、相互支援協定の締結を促進する必要がある。【町・民間】

A-④ エネルギー

(長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持)

- 停電を想定した庁舎自家発電施設の燃料の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める必要がある。【町】

(燃料の備蓄の促進)

- 学校や病院において、燃料備蓄の活用、自家発電設備、コジェネレーションシステム等の導入等を促進する必要がある。【町・民間】

(自立・分散型エネルギーの導入促進)

- 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進等を通じ、自立・分散型エネルギーの導入を促進することにより、エネルギー供給源の多様化・分散化を図ることで、災害リスクを回避・緩和させる必要がある。【町・民間・地域】

（避難所での電力の確保）

○電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。【町】

（発電所・送電線網等の災害対応力の強化）

○災害時におけるライフライン機能の維持確保、早期復旧を図るため、ライフライン関係機関（電力、水道）との間で、各機関の災害対策について情報の共有を図る必要がある。【民間】

（ライフラインに係る防災対策の推進）

- 災害時における地域のエネルギー拠点となるサービスステーション等の災害対応力の強化を、訓練等を通じて促進する必要がある。【町・民間】
- 燃料供給のサプライチェーンの維持のため、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を行う必要がある。【町・民間】

（災害からライフラインを守る事前伐採の推進）

○倒木による電線等の寸断を未然に防止するために、近隣市町や電力会社等と連携して、災害からライフラインを守る事前伐採の取組を進める必要がある。【県・町・民間】

（災害時の石油類燃料の確保）

○石油類燃料供給に関する協定を三重県石油商業組合 大台支部と締結しているが、発災時に供給を受けるための手順（マニュアル）の策定や、連携訓練に取組む必要がある。【町・民間】

（インフラの整備・保全）

○停電発生時における公共土木施設の機能維持に必要な停電対策や、地域の電力安定供給のため公共土木施設の節電対策を推進する必要がある。【県・町・民間】

Aー⑤ 情報通信

（情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化）

- 災害発生時に被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、非常時の通信手段となる防災行政無線を適正に維持管理する必要がある。【町】
- 住民の迅速な避難行動を促すため、防災みえ.JPやメール、SNS、AIの活用など情報提供手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進に取組む必要がある。【県・町・民間・地域・紀勢地区広域消防組合】
- 災害対策本部において映像や画像を活用した災害情報を収集するための体制や、公共土木施設や建築物の被災状況を迅速に収集するための体制の確保に取組む。【県・町】

（避難体制整備の支援）

○避難行動につながる情報を迅速に伝達するため、水防情報や土砂災害警戒情報の提供などによる警戒避難体制整備の支援を推進する必要がある。【国・県・町】

(災害発生後の機動的・効率的な活動の確保)

○災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化を行うとともに、孤立地域の把握等を含めた被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、災害時の情報収集の強化を図る必要がある。【町】

(情報通信機能の耐災害性の強化)

○通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める必要がある。
【県・町】

(記憶媒体損失の回避)

○システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する必要がある。【町】

(関係機関との情報共有)

○国の総合防災情報システム、統合災害情報システム、SIP4D 等を活用し、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。【国・県・町・紀勢地区広域消防組合】

(災害情報の収集・活用)

○被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、先端技術により収集した映像・画像の災害情報を活用する必要がある。【県・町】

(災害発生時の被災地外に向けた情報発信)

○災害発生時において、町内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。【町・民間・地域】

A-⑥ 産業構造

(企業における事業継続計画（BCP）策定の促進)

○事業者等における自主的な防災対策を促すため、啓発活動等により、事業継続計画（BCP）等の策定を促進する必要がある。【町・民間】
○大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、進捗が遅れている中小企業について重点的に BCP の策定を促進する必要がある。【町・民間】

(企業による事業継続の取組促進)

○企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、地域の具体的な被害予測等のきめ細かな情報の提供を行うとともに、相談窓口等の体制を整える必要がある。【町・民間】

(企業防災に関する人材育成)

○中小企業・小規模企業による事業継続計画（BCP）等の策定を促進するため、防災・減災の専門知識を備えた人材の育成・確保を進める必要がある。【町・民間】

(建設業における人材の確保及び燃料供給のサプライチェーンの維持)

○復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、担い手不足が懸念されるため、就労環境の改善等を図る必要がある。【町・民間】

○仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持を図る必要がある。【町・民間】

A-⑦ 交通・物流

（物資輸送ルート（陸路）確保）

- 災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、道路の整備促進及び道路ネットワークの形成を図る必要がある。【国・県・町】
- 緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を推進する必要がある。【国・県・町】
- 災害発生時に人員や物資など緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を推進する必要がある。【国・県・町】
- 迅速な道路啓開を展開できる態勢を確保するとともに、被災した公共土木施設に対する応急復旧態勢を強化する必要がある。【国・県・町】

（燃料供給ルート（空路）の確保）

- 空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの受入対策など、緊急輸送体制の整備を進める必要がある。【町】

（道路啓開態勢の整備）

- 発災後、地域交通ネットワークの途絶からの復旧のための迅速な道路啓開の展開に向けて、国・近隣市町・建設企業との連携した訓練の実施を図る必要がある。【国・県・町・民間】

（緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備）

- 災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を推進する必要がある。【国・県・町】
- 地震による地域の孤立を防ぐため、避難路となる道路上にある橋梁の耐震化を推進する必要がある。【町】
- 災害時においては、空からのアクセスも可能となるよう、離着陸場となる地点の指定等を行うとともに、必要な装備の整備を進めておく必要がある。【町】
- 道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、道路の橋梁耐震化、斜面崩落防止対策、盛土補強対策等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる道路の整備、緊急車両の進入路の整備等を進める必要がある。【国・県・町】

（雨量規制区間の代替ルートの確保）

- 台風や集中豪雨による地域の孤立を防ぐため、雨量規制区間の代替ルートの確保に向けた道路の整備や交通規制情報等を適切に提供する対策を推進する必要がある。【国・県・町】

（輸送機関相互の連携・代替性の確保）

- 公共交通の分断に関して、現状で代替機能が不足することも想定されるため、輸送機関ごとの代替性の確保とともに、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討する必要がある。【町・民間】

○帰宅困難者（観光客を含む）や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等との協定の活用を図るなど、災害時における輸送手段の確保を図る必要がある。【町・民間】

（輸送機関の確保）

○災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送機関ごとの代替性の確保とともに、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討を進める必要がある。【国・県・町・民間】

（交通渋滞・交通事故の回避）

○通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、住民の理解と協力を促していく必要がある。【県・町・地域】

○大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞や交通事故を回避する必要がある。【県・町】

○橋梁耐震化、斜面对策等により、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。【国・県・町】

（安全かつ円滑な道路交通の確保）

○交通情報を集約し、迅速かつ的確な交通規制を実施するなど、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する必要がある。【県・町】

（的確な交通情報の提供）

○万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供していく必要がある。【国・県・町】

（発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備）

○災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、斜面崩落防止対策、盛土補強等を推進するとともに、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する必要がある。【国・県・町】

（幹線交通分断の回避）

○幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開の計画策定、道路啓開に係る連携強化、農林道その他迂回路となりうる道の情報把握と共有、交通安全施設等の整備等を進めていく必要がある。【国・県・町】

（狭あい道路の整備促進）

○大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るため、町が実施する狭あい道路の拡幅整備等を行う事業を促進する必要がある。【町】

（必要なインフラの整備・保全）

○災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送ルートを確認するため、道路の地震・洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策や施設の老朽化対策を進める必要がある。【国・県・町】

(災害発生時に避難路となる林道、農道の整備)

- 農山村地域において、集落と幹線道路等を結ぶ避難路として重要となる林道、農道の整備を進める必要がある。【県・町】
- 一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する必要がある。【県・町】

(落石等の危険がある要対策箇所の点検と対策)

- 豪雨等による災害や道路冠水による通行止めなどを未然に防止するため、落石等の危険がある要対策箇所や冠水が想定される箇所の点検を実施し、変状等が確認された箇所の必要な対策を実施する必要がある。【国・県・町】

(被災建築物応急危険度判定士の養成)

- 大規模地震の際に、被災した建築物が余震などにより倒壊し被害にあう二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定を行う判定士を養成する必要がある。【県・町・民間】

A-⑧ 農林水産

(ため池の耐震化等)

- 農業用ため池のうち、老朽化が著しく、大規模地震・豪雨等で決壊した場合に人命等に被害が及ぶ施設について耐震化等を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を促進する必要がある。【県・町・民間・地域・紀勢地区広域消防組合】
- 農業者の減少や高齢化の進行などにより、管理組織が脆弱化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれがあることから、管理体制の強化を促進する必要がある。【町・地域】

(農林業に係る生産基盤等の災害対応力強化)

- 被災農地の早期復旧と営農再開に向けて、関係事業者等の BCP の策定を進める必要がある。【町・民間・地域】
- 農地や一般公共施設等に被害を及ぼすおそれのある土地改良施設（ため池・排水機場・頭首工等）について、必要な機能保全対策等を行う必要がある。【県・町・民間】

(農山村における農業・林業等の生産活動の持続)

- 農山村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させる必要がある。【町・民間】

(野生鳥獣による農地被害の防止対策)

- 野生鳥獣による農作物被害は、営農意欲の減退となり荒廃農地が増え周辺農地に悪影響を及ぼしており、野生鳥獣被害防止対策に取り組む必要がある。【町・地域】

(適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策)

- 森林が有する国土保全機能を高めるため、間伐等の森林整備や、基盤となる作業道等の整備、総合的かつ効果的な治山対策など、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森

林の機能が発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。【国・県・町・民間・地域】

（治山施設の整備、自然と共生した森林づくり）

- 森林が持つ土砂流出防止等の防災機能を発揮させるため、山腹崩壊等の復旧と予防対策を進めるとともに、治山ダムの設置や間伐等の森林整備を進める必要がある。【国・県・町・民間】
- 森林整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。【国・県・町・民間】

A－⑨ 地域保全

（河川の整備）

- 河道掘削や護岸の整備・機能強化等の対策等を進める必要がある。【県・町】

（河川・砂防施設の点検と対策）

- 河川・砂防施設を常時良好な状態に保つために、施設の点検を行い、施設の異常に対して対策措置を講じる必要がある。【県・町】

（総合的な治水対策の推進）

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」を推進する必要がある。【国・県・町】

（周辺インフラの整備・保全）

- 周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策、洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を推進する必要がある。【国・県・町】

（土砂災害防止施設の整備）

- 土砂災害が発生した場合には、人家への被害のみならず、公共施設や重要交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備等の土砂災害防止施設の整備を推進する必要がある。【国・県・町】

（ハードとソフトを組み合わせた対策）

- 地滑り対策などについて、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を行う必要がある。【国・県・町】

（森林の適正な管理や総合的かつ効果的な治山対策）

- 災害に強い森林づくりをめざして、航空レーザ測量の成果を生かしつつ、森林の適正な管理を推進する必要がある。【国・県・町】
- 山地災害については、発生のおそれの高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木災害への対応強化を進める必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生か

す「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。【国・県・町・民間】

（観光地の防災対策）

- 観光事業者や観光関係団体、町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための先進事例の共有や課題検討等を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する必要がある。【町・民間】

A-⑩ 環境

（一般廃棄物の適正かつ迅速な処理）

- ごみやし尿などの一般廃棄物処理施設の環境衛生保全のために、老朽化対策と合わせ、必要な施設の耐震化や非常用電源の整備等災害対応力強化の推進を図る必要がある。【町・構成町】
- 一般廃棄物の適正な収集運搬がスムーズに実施できるような体制整備を行う必要がある。【町・構成町・民間】

（災害廃棄物の適正かつ迅速な処理）

- 発災後の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うため、災害廃棄物処理に精通した人材の育成、仮置場候補地選定、関係機関・団体との連携体制整備、有害廃棄物等の処理困難廃棄物への対応方法の周知などの取組を進める必要がある。【町・民間】

（災害廃棄物の広域輸送）

- 災害廃棄物の他地域自治体の受入協力にあわせ、貨物鉄道的大量輸送特性を生かした災害廃棄物の広域輸送の実施について検討する必要がある。【県・町・民間】

（下水道業務継続計画（下水道 BCP）の更新・拡充）

- 大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画（下水道 BCP）の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高める必要がある。【町】

（汚水処理施設の耐震化）

- 災害時に発生するし尿等を適切に処理できるよう、生活排水処理施設の耐震診断を実施し、必要に応じて施設の耐震化を進める必要がある。【町・構成町】

（合併浄化槽への転換促進）

- 老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。【町・民間】

A-⑪ 土地利用

（地籍調査の推進）

- 災害後の円滑な復旧復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となる。このため、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた復旧・

復興対策の推進や、インフラ整備の円滑化など、緊急性が高いと考えられる地区に注力するとともに、新技術の導入や基本調査の活用などを進める必要がある。【町・民間】

B 横断的分野

B―① リスクコミュニケーション

（警戒避難体制整備等のソフト対策）

○土砂災害危険度情報などの活用により、町における土砂災害ハザードマップの作成や避難勧告等の的確な発令を図っていく必要がある。【町】

（ハザードマップの作成）

○洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップ等の作成を進める必要がある。【町】

（各家庭における備蓄量の確保）

○水や食料など個人備蓄に係る意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施する必要がある。【町・民間・地域】

B―② 人材育成

（住民による自発的な防災活動の促進）

○学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。【町・民間・地域・紀勢地区広域消防組合】

（合同訓練等の実施）

○住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応力向上を図る必要がある。【町・地域・警察・紀勢地区広域消防組合】

（消防団員等の人材育成）

○災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防団員に対する教育訓練を実施する必要がある。【町・地域】

○自主防災組織による活動を活性化するため、リーダー研修を実施する必要がある。【町・地域】

（継続的な防災訓練や防災教育等の推進）

○家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。【町・民間・地域・紀勢地区広域消防組合】

(地域のコミュニティ力の向上等)

- 農林業も含めた地場産業を構成する事業者等の BCP の策定や将来の担い手育成など地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際も現在より良い形で復興させていくことができるよう、「地域コミュニティの再生」を見据えた平時からの環境づくりに取組む必要がある。【町・民間・地域】

(職員の人材育成)

- 「防災の日常化」に取り組む職員の育成をめざして、防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、訓練を実施する必要がある。【町・紀勢地区広域消防組合】

(被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保)

- 被災建築物応急危険度判定コーディネーターは、大規模地震後、被災建築物応急危険度判定を実施する際に、判定実施本部と判定士との連絡調整役を担うことから、判定実施主体となる必要人数を確保する必要がある。【県・町・民間】

(被災宅地危険度判定士の養成)

- 宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害を防止する目的で被災宅地危険度判定を実施するために、判定士を養成する必要がある。【県・町・民間】

(復興に向けた人材の確保)

- 復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若者が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える必要がある。【県・町・民間・地域】

(災害に対応できる人材の育成)

- 大規模災害の経験や教訓を現場に生かす研究とその成果を現場に生かしていく人材育成等を進める一方、各地域には多分野に精通した技術者等の育成を行う必要がある。【町・民間・地域】

B-③ 官民連携

(民間備蓄等との連携)

- 災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める必要がある。【町・民間】

(近隣市町、民間事業者等と連携した物資調達・供給体制の構築)

- 災害時に物資を受入れ、被災者の支援を効果的に行うため、受援体制づくりを進める必要がある。【県・町】
- 民間事業者等との災害時における広域連携・支援体制を確立するため、協力協定の締結・拡充を進める必要がある。【県・町・民間】

（食品産業や関連産業事業者（運輸、倉庫等）との協力体制の拡大）

○災害時における広域連携・支援体制を確立するため、食品産業事業者や関連産業事業者（運輸、倉庫等）との協力協定の締結・拡充を進める必要がある。【町・民間】

（建設業界との応急復旧態勢の強化）

○被災した公共土木施設への迅速な応急復旧態勢の強化を進めるため、建設業界との緊急時における協定に基づく、道路啓開を迅速に展開できる態勢の充実を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれる態勢を整える必要がある。【町・民間】

（広域連携の強化）

○災害応急対策活動における応援・受援の拠点となる広域防災拠点の整備・機能強化に取り組むとともに、災害時の支援等に係る協定の活用、災害ボランティア等の受入体制の整備などの取組を進める必要がある。【県・町・民間・警察・紀勢地区広域消防組合】

（広域的な応援体制の整備及び雨水等の利用等の推進）

○大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用や再生水の利用などの水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。【国・県・町・民間】

（関係機関との連携及び水資源の有効活用等の推進）

○大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災・減災の担い手確保等、TEC-FORCE 等との連携強化、地下水の危機時における代替水源に関する検討を進めるとともに、雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。【国・県・町・民間】

（地域コミュニティの維持・継続に配慮した震災復興に備えるための準備）

○早期に被災地の復興を進めていくためには、被災前の地域のコミュニティの継続性を念頭に置いたうえで、復興に向けたさまざまなプロセスを確立し、円滑な復興支援を行うための体制を検討していく必要がある。【町・地域】

B-④ 老朽化対策

（水道施設の機能強化）

○老朽化が進む上水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める必要がある。【町・民間】

（下水道施設の老朽化対策）

○今後、老朽化の進行が見込まれる下水道施設に対して、計画的な点検、調査を行い、必要となる改築・更新を実施するなど施設の健全性を維持する必要がある。【町】

大台町国土強靱化地域計画

令和3年3月

大台町役場 総務課

〒519-2404 三重県多気郡大台町佐原 750 番地

電話（直通）0598-82-3781

ファックス（直通）0598-82-1618